

令 和 元 年

三重県議会定例会会議録

(12 月 5 日)
(第 20 号)

令和元年

三重県議会定例会会議録

第 20 号

○令和元年12月5日（木曜日）

議事日程（第20号）

令和元年12月5日（木）午前10時開議

- 第 1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会議に付した事件

- 日程第 1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	川 口	円
2	番	喜 田	健 児
3	番	中 瀬	信 之
4	番	平 畑	武
5	番	石 垣	智 矢
6	番	小 林	貴 虎
7	番	山 本	佐知子
8	番	山 崎	博
9	番	中瀬古	初 美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下 野	幸 助

12	番	田	中	智	也
13	番	藤	根	正	典
14	番	小	島	智	子
15	番	木	津	直	樹
16	番	田	中	祐	治
17	番	野	口		正
18	番	倉	本	崇	弘
19	番	野	村	保	夫
20	番	山	内	道	明
21	番	山	本	里	香
22	番	稻	森	稔	尚
23	番	濱	井	初	男
24	番	森	野	真	治
25	番	津	村		衛
26	番	杉	本	熊	野
27	番	藤	田	宜	三
28	番	稻	垣	昭	義
29	番	石	田	成	生
30	番	小	林	正	人
31	番	服	部	富	男
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	村	林		聡
37	番	今	井	智	広
38	番	北	川	裕	之
39	番	日	沖	正	信

40	番	舟 橋	裕 幸
41	番	三 谷	哲 央
43	番	中 村	進 一
44	番	津 田	健 児
45	番	中 嶋	年 規
46	番	青 木	謙 順
47	番	中 森	博 文
48	番	前 野	和 美
49	番	館	直 人
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	西 塔 裕 行
書 記 (企画法務課長)	枘 屋 武
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	平 井 靖 士
書 記 (議事課主幹)	松 本 昇
書 記 (議事課主任)	中 西 孝 朗

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	渡 邊 信一郎
副 知 事	稲 垣 清 文
危機管理統括監	服 部 浩

防災対策部長	日 沖 正 人
戦略企画部長	福 永 和 伸
総 務 部 長	紀 平 勉
医療保健部長	福 井 敏 人
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	井戸畑 真 之
地域連携部長	大 西 宏 弥
農林水産部長	前 田 茂 樹
雇用経済部長	村 上 亘
県土整備部長	渡 辺 克 己
環境生活部廃棄物対策局長	中 川 和 也
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日出夫
地域連携部南部地域活性化局長	伊 藤 久美子
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
企 業 庁 長	山 神 秀 次
病院事業庁長	加 藤 和 浩
会計管理者兼出納局長	荒 木 敏 之
教 育 長	廣 田 恵 子
公安委員会委員長	山 本 進
警 察 本 部 長	岡 素 彦
代表監査委員	山 口 和 夫
監査委員事務局長	水 島 徹
人事委員会委員	戸 神 範 雄
人事委員会事務局長	山 口 武 美

選挙管理委員会委員

富 永 健

労働委員会事務局長

山 岡 哲 也

午前10時0分開議

開 議

○議長（中嶋年規） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（中嶋年規） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。1番 川口 円議員。

〔1番 川口 円議員登壇・拍手〕

○1番（川口 円） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、発言させていただきます。

新政みえ、津市選出、川口円でございます。どうぞよろしく願いいたします。

この場に立たせていただけたことに感謝をし、日ごろお世話になっている皆様に御礼を申し上げ、初めての質問をさせていただきます。

それでは、発言通告どおり、五つの項目について質問させていただきます。

私は、防災県土整備企業常任委員会に所属していますので、詳細については委員会にて質問させていただきますが、この場では知事への質問と、複数の部署と調整が必要な部分について質問させていただきます。御理解、よろしく願います。

最初に、自然災害への事前の対策についてです。

11月の上旬に新政みえの1期生4名で、福岡県、熊本県、広島県への県外

調査をさせていただきました。

熊本県では、熊本地震における災害対応について、初代熊本県危機管理防災企画監であり、現熊本県危機管理防災特別顧問有浦氏より説明を受けました。

有浦氏は、防災は全職員で対応すべきもの、防災での失敗は人の命にかかわる、その失敗は無関心から始まるとお話をされておりました。

防災をかたく言うと、災害を未然に防ぎ、災害が発生した場合に被害の拡大を防ぎ、災害の復旧を図ること、これは災害対策基本法第2条の2であります。私は日ごろから防災の本質は予防にあると、予防にまさる対策なしと考えており、熊本県でのお話で再確認させていただきました。

行政は住民を災いなき地に置き、災いの前に逃がす。住民は疑わしきを察し、災いの前に逃れる。これを忘れたときに人命は奪われる。すなわち、予防にまさる対策なしであります。

そこで、知事にお伺いいたします。

知事が考える防災とは、お答えいただけるでしょうか。よろしくお願ひいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 今後の防災対策での重要なポイントということで、私の考えを述べたいと思います。

近年は、気候変動の影響で大規模自然災害が全国各地で頻発しており、三重県においても、平成24年から昨年まで観測されていなかった記録的短時間大雨情報が、今年はいままでで最多の9回発表されました。また、南海トラフ地震の30年以内の発生確率も引き上げられており、いつ発生してもおかしくない大規模自然災害に備える必要があります。

そのため、私たちは、県民の皆さんの日常生活の中で防災が特別なものではなく、当たり前のように溶け込んでいて、災害対応力が養われているといった、防災の日常化が定着をするよう取組を進めています。

私は知事就任以来、県政の運営に当たっては現場主義を心がけて、自ら現

場に足を運んでおり、防災対策においても、県内のみならず全国の被災地に直接赴き、現場の声を伺い、対策を検討してきました。

今年は、9月上旬の大雨で被災した菰野町や、10月中旬の大雨で被害を受けた熊野市の現場を直接この目で確認し、ソフト、ハードの両面から、いま一度これまでの取組を検証し、今後の対策にしっかり生かしていくことが大事だと改めて感じました。

また、明日も台風第19号で被災した福島県を訪問して被災現場を確認する予定であり、それぞれの地域の災害特性を注視するとともに、防災対策の検証や災害における教訓を踏まえて、今後の防災対策の深化につなげていきたいと考えています。

こうした中、本県では、災害予防対策が重要であることから、三重県防災対策推進条例や三重県防災・減災対策行動計画において、最も多くその条文や行動項目を位置づけています。

今年は、日本の災害史を塗りかえた伊勢湾台風が襲来してから60年の節目であり、災害予防意識の醸成の観点からも、9月19日から3日間、四日市市において伊勢湾台風60年関連事業を開催しました。

このうち、自治体災害対策全国会議では、堤防は切れないと思うなど災害に対する感覚が鈍くなっているといった課題のほか、想定を超える新たなレベルの災害をイメージして次の対策を講じる必要がある、ソフト、ハード対策の組み合わせによる、防災・減災対策が重要であるとの方向性を共有しました。

また、追悼式では、被災された方々が涙を流して語っていただいた体験談をお聞きして、改めて災害から学んだ教訓を次の備えに生かしていくことを誓いました。

こうした次世代への伝承はもとより、新たなステージでの住民による自助の避難対策の充実や、地域が主体となった共助による地区防災計画の策定の促進を図る予防対策に取り組みます。あわせて、今年度策定する三重県職員防災人材育成指針（仮称）により、県職員が災害から県民の皆さんを守る知

識や心構えを高めていくことや、住民の避難行動に結びつく新たな防災技術の検討を行います。

加えて、人命を守るためには、応急期の災害対策本部の的確な活動や迅速な救助活動も非常に大切であり、関係機関との連携等により、迅速な初動に向けた災害対応体制の強化を図っています。

また、東日本大震災や熊本地震の復旧、復興状況から、大規模災害の被害が甚大であればあるほど、その後続く復興の道のりは長く険しいものとなることから、県では速やかに復興作業に着手できるよう三重県復興指針を策定しており、応急期、復旧・復興期に備えた事前対策にも取り組んでいるところです。

防災・減災対策にこれで万全というものはありません。県としては、自助、共助、公助の力を結集し、防災の日常化の定着に向け、予防対策をはじめとした対策の強化を図ります。

南海トラフ地震をはじめとした大規模災害が発生した場合に備え、防災分野だけでなく、あらゆる分野による総力戦で臨み、関係機関が一丸となり、地域の実情等にも配慮して、きめ細かく災害対応に取り組んでまいります。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） ありがとうございます。

知事は本当に現場に足を運んでいただいて、現場を知っていただいて、それをまた県のほうに持ち帰っていただくということで、非常にありがたく思います。

そして、ちょうど10年ぐらい前に、地域のためにということで一緒に活動をさせていただいて、今日は少し距離感がありますけれども、この場で二元代表制ということで、お互いがしっかりと仕事をさせていただきたい、そういう思いで質問もさせていただいております。

それでは、再質問を二つさせていただきますけれども、まず一つ目の質問でございます。

熊本県では、防災センターという名称で常設の災害対策本部が設置されて

おりました。電話、モニター、パソコン、プリンターなど必要な機器が常設され、万が一緊急事態が発生した場合、すぐに対応できる準備がなされておりました。

本県でも、南海トラフ地震も危惧される中、場合によっては職員の方が登庁できずに、少数精鋭での対応を余儀なくされる場合も考えられます。三重県としても、必要な機器などが常設された災害対策本部の場所をつくっていただく考えというのはあるのでしょうか、お聞きをいたします。

○防災対策部長（日沖正人） 県の地域防災計画におきまして、県の災害対策本部の設置の基準、それから場所を定めております。県内で震度5弱の地震でありますとか、津波、暴風、大雨等の警報が出された場合ですが、警戒体制として直ちに災害対策本部を設置しまして、県庁5階にある災害対策室で情報の集約と発信、分析、対応などを行います。

さらに、震度5強以上の地震、あるいは大津波警報が出された場合、また風水害については、災害対策本部長である知事が判断をした場合に、全職員による非常体制というものをとることとしております。その際には、既存施設を最大限に活用するという観点から、県庁講堂に部局横断的な活動を行う災害対策統括部を設置するというようにしております。

迅速に機能が発揮できますように、県庁講堂内の倉庫に災害対策用の通信機器や資機材を常時配置するとともに、床下には災害対策用のLANや各種配線を敷設しております。

さらに、突発的地震については、勤務時間外における設営要員としまして、県庁近隣に居住する職員40名を緊急初動対策要員として指定してございまして、総合図上訓練においても設営訓練を毎年、複数回実施しておるところであります。

今後とも、日ごろから初動対応能力の維持、向上が不可欠であると考えておりますので、引き続き訓練の実施等により実効性を高めてまいりたいと考えております。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） ありがとうございます。

ぜひ、突発的な地震とかゲリラ豪雨の場合、本当に大きな被害が発生した場合に、災害対策本部に機器を設置するだけでも時間がかかったりすると思うんですね。これが常設されておると、すぐに人が入っていただいたら、そのままスムーズに日ごろの訓練でやっていただいていることで対応していただけると、このように思いますので、そういう常設の災害対策本部の部屋を設けていただくことを強くお願い申し上げます。

それでは、二つ目の再質問をさせていただきます。

防犯のプロは警察であります。防火のプロは消防、防衛のプロは自衛隊、防災のプロは自治体であると、このように私は考えております。それぞれの組織間は、万が一災害が発生した場合、どのように連携をされるのか、そして、指揮官となる方はどなたが担うのか。

また、防災対策部転出者、人事異動があった場合です、万が一災害が起きた場合にもう一回防災対策部に復帰する制度があれば、例えば4月の人事異動後、すぐに何かあっても対応できるんじゃないかということを強く思いますので、こういうことが非常に有効であると考えますがいかがでしょうか、お聞きいたします。

○防災対策部長（日沖正人） 三つほど御質問をいただきました。

まず、警察や消防、自衛隊などとの有事の際の組織間の連携についてでありますけれども、大規模災害の際には、先ほど申し上げました、災害対策統括部の総括部隊が中心となりまして、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の救出救助機関から派遣されてくるリエゾンの方々とともに、被害を分析しつつ迅速に部隊配置や活動内容を検討、調整して、応急対応等を実施することとしております。

こうした災害時における対応の有効性を高めるために、日ごろから防災対策部には、救出救助機関の現職またはOBが在籍をしております、高度な専門的な知識を生かして、年数回実施する防災訓練や各機関との連絡会議を担当していただいたり、さらに、災害対策本部設置時にはこれまでの現場経

験を踏まえて、災害対策活動の牽引をしていただくという状況があります。加えて、こうした関係機関とは、毎年総合防災訓練や総合図上訓練、連絡会議等を通じて連携を深めております。

今後も、救出救助機関と顔の見える関係、あるいはネットワークの維持、強化をしていくということで、初動時からの迅速な救出救助体制の確立に努めてまいります。

次に、災害対応における指揮官についてでありますけれども、災害対策本部のトップである本部長は知事であります。また、危機管理統括官を部長とする災害対策統括部を設置しまして、知事の意味決定を支援するという体制をとっております。

なお、災害対策本部の運営につきましては、救出救助機関との連携、活動調整を担う総括部隊の隊長である私、防災対策部長が行っておるという体制であります。

それから、三つ目に、防災対策部からの転出者の活動といった有事の際の体制についてでありますけれども、県では平成24年度に東日本大震災でありますとか紀伊半島大水害などの教訓をもとに、災害対策本部の機能強化のための体制の見直しを行いました。

その内容としては、全体的な災害対策を担う災害対策統括部の設置でありますとか、保健医療部隊、あるいは社会基盤対策部隊といいました部隊制をとりまして、県全体の部局を七つの部隊に分けまして、部局横断的に各部隊が連携して県全体で災害対策活動を行えるようにしております。

本県は台風の接近も多く、年平均20回程度の警戒体制をとっておりまして、その都度災害対策本部を設置して、部内の全職員で輪番で対応することとしております。それで経験を積んだ多くの職員を確保しているというところであります。

また、行政の継続性を確保するために、先ほどおっしゃった人事の関係ですけれども、人事サイクルにおける配慮というも行っております。それから、防災業務に長期に携わる防災のスペシャリスト職員の配置ということも

やっております、ほかにも、消防、警察、自衛隊などの救出救助機関の職員やOBの配置も行っておるところであります。

台風等の災害時には、各部局に所属している職員を緊急派遣チームという形で地域に派遣するなど、全庁からの協力が得られる体制もとっておる状況です。

加えまして、平成23年の紀伊半島大水害のときですけれども、いわゆる防災対策部のOBも含めまして他部局の災害対応が可能な職員を、一時的に災害対策本部に配置をする、増員を図るといった臨機応変な対応もしております、今後も大規模災害時には知事の判断により、迅速に必要な部署に職員を配置するといった対応が可能と考えております。

さらには、職員の個々の防災能力の向上について、今年度中に三重県職員防災人材育成指針（仮称）を策定しまして、平時から日常的に被害の発生を軽減する防災・減災対策に取り組む姿勢でありますとか、災害発生時の応急対策活動を実施する能力、その後の復興をなし遂げる資質を身につけた職員の育成に、努めてまいりたいと考えております。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） ありがとうございます。

しっかり準備していただいていると思いますけれども、知事が防災の機会の挨拶の中で、異常が通常になりつつあるんやということを常々おっしゃっていただいております。そういう異常気象というんですか、時代に突入したということで、準備をしっかりしていただいて、県民の皆様の安心・安全をしっかり守っていただくようお願いを申し上げ、この質問は閉じさせていただきます。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

この質問の後に、観光振興、インバウンド誘客について質問しますので、それに関連して、本県にとって国際ゲートウエーの一翼を担う中部国際空港の利用促進についてお聞きしたいと思います。

中部国際空港は、愛知万博が開かれた平成17年2月に、成田や関西と並ぶ

国際拠点空港として開港しました。

発着回数、旅客数は、開港直後の平成17年度をピークに減少が続きましたが、平成23年度を底に増加に転じており、その後のインバウンドの増加やLCCの新規就航などにより、平成30年度の発着回数は約10万3000回、旅客数は1236万人となりました。本年9月20日にはLCC専用の第2ターミナルがオープンし、一層の旅客増が期待されているところであります。

こうした明るいニュースもある中ではありますが、旅客数について全国的に見ると、国際線では成田国際空港、関西国際空港、羽田空港、福岡空港に次ぐ5位にとどまっており、中部圏の経済規模や観光資源などからするとインバウンドを十分に取り込めていない状況であります。

県内へのインバウンド誘客を促進するためには、まだまだ潜在力のある中部国際空港の一層の利用促進を図り、2本目滑走路の整備など機能強化につなげ、さらなる利用促進に取り組むことが重要だと考えます。

そこで、中部国際空港の利用促進に向け、三重県としてどのように取り組んでいるのかをお聞きいたします。また、その際、津エアポートラインのより一層の利用促進も含めてお答えをいただきたいと思います。よろしく願いします。

〔大西宏弥地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長（大西宏弥）** それでは、中部国際空港と海上アクセスの利用促進の取組についてお答えさせていただきます。

議員からも御紹介がありました中部国際空港は、本県にとっても、経済、産業の基盤となる重要な社会インフラでございます。その機能を十分に発揮させるため、本県を含む地元自治体、経済団体、中部国際空港株式会社で構成します中部国際空港利用促進協議会で、現在、利用促進、活用等の取組を行っているところでございます。

本県では協議会の取組として、関係部局でインバウンド、アウトバウンドの両面から中部国際空港の利用促進に取り組んでおります。

インバウンドについては、訪日旅行商品の造成を目的とした海外メディア

等の招請、海外旅行会社を対象としたセミナーの開催や情報発信などを行っており、例えば、航空会社と連携したタイムメディアの招請や、ゴルフツーリズムの推進などの取組を行っております。

アウトバウンドにつきましては、若者の渡航意欲の向上や中部国際空港の利用促進を図るため、大学と連携したセミナーを開催しており、本年度は三重大学と連携したセミナー、グローバル人材白熱教室2019をまさに本日開催いたします。県内企業には、中部国際空港や海上アクセスの利用促進に関するチラシを配布するなどし、啓発を行っているところでございます。

また、こうした協議会の取組などを活用しながら、中部国際空港の利用促進と県内への誘客などをより効果的に進めるため、2017年から本県職員を中部国際空港株式会社に派遣しております。

中部国際空港から津なぎさまちまでの海上アクセスにつきましては、県や津市、運航会社であります津エアポートライン株式会社などで構成いたします海上アクセス利用促進調整会議において、利用促進の方策等について検討を行っております。

また県では、高田短期大学などと連携いたしまして、利用実態の把握や、利便性の向上に向けた利用者へのアンケート調査を実施するとともに、ファミリー向けの啓発ステッカーを作成し配布するなどして、海上アクセスの周知を図っておるところでございます。

このほか、津エアポートライン株式会社において、中部国際空港が行いますサムライ×N I N J A空港プロジェクトにあわせて、高速船や待合室に忍者装飾を施す利用促進キャンペーンを実施しているところでございます。

こうした取組に加えまして、国に対しては、インバウンド需要創出の観点から、中部国際空港から県内各地へのアクセス機能の充実、強化に向けまして、バス路線の開設や増便等に係る交通事業者等の初期投資を軽減するための財政支援措置について、要望を行っているところでございます。

今後も、引き続き中部国際空港利用促進協議会等と連携を図りまして、空港と海上アクセスの利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） ありがとうございます。

中部国際空港利用促進協議会の取組については、どうしても空港から北のほうに向いているというふうに私自身よく感じる場所があります。そういう中ではありますけれども、三重県もインバウンドを引き込んでいけるように、取組をしっかりとやっていただきたいということを強く求めさせていただきます。

また、中部国際空港の利用者が増加している中、海上アクセスの重要性がますます高まっていることから、PR活動だけでなく、増便など利便性を高める取組も進むよう、県としてもしっかりとかわっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

3番、観光振興の取組について。インバウンド誘客のさらなる促進について伺います。

先ほど、中部国際空港の利用促進についてお聞きいたしました。中部国際空港の国際線を利用する方は年々増加しており、平成30年は588万人の方が利用されています。そのうち外国人の方は283万人で、全体の利用者に占める割合は約48%となっており、外国人の方の利用者数も年々増加しています。

283万人の外国人利用者の国別の内訳を見ますと、中国から訪れている方が約120万人と最も多く、次いで台湾から35万人、韓国から34万人、香港から25万人となっており、東南アジアも含むアジア圏域から訪れている外国人の方は約260万人と、全体の約92%を占めています。

このことは、中部国際空港株式会社が発行しているパンフレットで確認できますが、私が残念に思うことは、都道府県別の外国人宿泊数では愛知県が8位、静岡県、岐阜県も多く外国人が宿泊していると記載がパンフレットにはあり、三重県の記載はパンフレットにはない、こういうことであります。

観光庁が実施している平成30年の宿泊旅行統計調査によると、都道府県別外国人延べ宿泊数は、愛知県が8位、静岡県が11位、岐阜県は13位となって

おり、三重県は30位で、13位の岐阜県の3割以下となっています。

三重県は世界に誇れる自然、文化、歴史があり、食など多くの観光資源に恵まれていると思います。こういった観光資源を生かし、長期滞在が期待でき、観光消費額も大きいと言われる外国人旅行者の誘客に積極的に全力で取り組む必要があると考えます。

また、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）最終案の施策331世界から選ばれる三重の観光の主指標は観光消費額であり、副指標の一つは県内の外国人延べ宿泊者数となっています。

今後、ますます増加することが見込まれる外国人旅行者のさらなる誘客、県内での長期滞在に向けどう取り組んでいくのかをお答えいただきたいと思っています。よろしくお願いします。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） それでは、今後ますます増加が見込まれる外国人旅行者のさらなる誘客や県内での長期滞在に向けどう取り組んでいくのかについて、お答えさせていただきます。

近年増加する外国人旅行者の誘客については、個人旅行者、FITの割合が増加していることから、いかにして個人旅行者の誘客に向けた取組を進めていくかが重要となっています。

個人旅行者は、自ら旅行先や宿泊手段、交通手段を調べ手配することから、インターネット上の三重県の観光情報を充実させ、旅行先として選ばれる環境を整備していくことが必要です。

そこで、三重県では個人旅行者が旅行先を検討する際に参考としているSNSを活用して、インスタグラムでのVISITMIEキャンペーンを展開しています。こうしたキャンペーンの展開により、インスタグラムのフォロワー数は1万8000人を超え、本年7月7日のキャンペーン開始以降の投稿件数も約1万3000件となるなど大きな反響を得ております。

また、県内事業者によるインターネットでの情報発信を支援するため、今年6月にはグーグルマップ等の活用手段を学ぶセミナーを開催するなど、県

内事業者自身によるデジタルマーケティングの取組への支援も行っております。

加えて、個人旅行者が自ら手配する鉄道やエアラインといった交通機関との連携を深めていくことも重要です。近鉄グループと連携したタイやシンガポールへ向けたプロモーションや、日本政府観光局J N T Oシンガポール事務所と連携し、ジャパン・レール・パスと組み合わせた三重県への旅行キャンペーンを実施しています。また、台湾のL C Cであるタイガーエアやエアアジアと連携したプロモーションも実施しており、エアラインと連携したプロモーションについても引き続き取り組んでいきたいと思っております。

さらに、旅行者の滞在時間の延長や宿泊につながるよう、地域の強みを生かした特色ある体験コンテンツの造成に取り組んでいます。

現在、株式会社V e r d e大台ツーリズムと連携し、宮川の水をテーマに、アクティビティーとしてナイトS U Pのプログラム造成を進めており、地元の関係者や専門家の視点も入れながらブラッシュアップをしています。

このほか国の事業でも、県内5地域で訪日外国人向け体験コンテンツの造成を行っており、これらのコンテンツもあわせて、今後積極的に情報発信に取り組み、三重県ならではの体験で、外国人旅行者の呼び込み、長期滞在による観光消費額の拡大に努めていきます。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番 (川口 円) ありがとうございます。

いろんな手段、手法をもって、外国人旅行者のさらなる誘客、県内での長期滞在に向け、もう一つ、地域間連携をしっかりといただいて強固なものとして、さらに取組を進めていただくようお願いもさせていただきます。

次の質問に移らせていただきます。

(2) ゴルフツーリズムの促進についてお伺いいたします。

地域での体験滞在を促すコンテンツの一つとして、ゴルフが挙げられます。ゴルフを核としたゴルフツーリズムは、長期滞在の傾向もあり、旅行者の旅行消費額も大きいと思います。

三重県の調査によると県内のゴルフ場は68カ所あり、津市内だけでも17カ所あります。先日、企業経営者の方とお話する機会があり、中国ではゴルフを始める人が増えてきた、このようなお話もお聞きしました。外国人のゴルフ客を増やすには、まさに今からゴルフを始めようとする方へのPRが重要であると、このように思います。

さらに今年3月には、観光庁主催のゴルフツーリズムセミナーにおいて、パネリストとして三重県の担当課長がその取組などについてシンポジウムで発表されたとお聞きしており、三重県としても積極的に取り組んでいただいていると、このように思います。

そこで、お聞きいたします。

昨年開催された日本ゴルフツーリズムコンベンションの成果も生かし、今後、ゴルフツーリズムをどのように進めていただけるのか、お答えをいただきたいと思えます。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） それでは、ゴルフツーリズムにどのように取り組んでいくのかについてお答えさせていただきます。

インバウンドの中でも、ゴルフを目的とした海外からの旅行者は高所得者層であることが多く、一つの場所で比較的長く滞在する傾向があります。また、ゴルフだけでなく、プレー後の時間や前後の日程を利用した観光へのニーズが高く、地域での消費も期待できます。

こうしたことから、三重県ではインバウンド拡大に向けた取組の一つとして、県内のゴルフ場や観光施設等と連携して、官民一体となってゴルフツーリズムの推進に取り組んでおり、今年4月には県内の幅広い観光、商工事業者の参画により新たに、一般社団法人みえゴルフツーリズム推進機構が設立されたところです。

昨年度、本県で開催しました第1回日本ゴルフツーリズムコンベンションでは、世界各地からゴルフツアーを取り扱う52社に参加いただき、日本でのゴルフプレーという魅力だけでなく、観光やグルメも含めて参加者からの高

い評価を実感することができました。

一方で、日本特有のプレー環境や外国人向けの案内など、受け入れ環境についての課題も認識されたところです。このため、外国人プレーヤーの受け入れ環境を整え、広域での連携も深め、地域の観光資源とゴルフの魅力を組み合わせることで、ゴルフの旅行先としての三重県をさらに効果的にアピールすることができると考えております。

日本ゴルフツーリズムコンベンションの成果を踏まえて、今年度は一般社団法人みえゴルフツーリズム推進機構との連携のもと、観光庁の事業として採択されました最先端観光コンテンツインキュベーター事業を活用し、新たな魅力を加えたゴルフツアー商品の造成や、受け入れ環境の整備に取り組んでいます。

具体的には、広域でのゴルフや観光を楽しむ高所得者層向けのプランや、県内のゴルフ場や地域の観光資源、地元との交流を楽しむプランを造成し、海外の旅行社によるモニターツアーを実施することで、ツアー商品としての磨き上げを行っています。

また、ゴルフツアーの受け入れ環境のレベルアップを図るため、通訳案内士や、旅行事業者へ海外の旅行社のファムトリップに同行いただくことで、ゴルフツーリズムを支える県内事業者の育成にも取り組んでおります。

こうした取組とあわせ、4月にはカンボジア、10月にはモロッコで開催されましたゴルフ旅行博に参加し、海外のゴルフツアーを取り扱う旅行社に向けてセールスを行ったところです。

これまでの取組により、県内、海外において、日本のゴルフツーリズムへの関心が高まっている好機を生かし、国の施策や国内他地域の取組との連携、協力のもと、受け入れ体制の強化を図りつつ、ゴルフ旅行先としての三重県の魅力を海外に向けて積極的に発信し、ゴルフツーリズムをきっかけとした海外からの誘客に引き続き取り組んでまいります。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） ありがとうございました。

こちらのほうも、いろんな手段、手法で、ぜひ多くの方に来ていただけるようにお願いしたいと思います。

宿泊施設の経営者と、2日前ですか、お話をちょっとさせていただいておりましたら、宿泊施設に来られた外国人の方がホールインワンをされたと。それで、その方が気分よくされて、まずはグループの方に松阪肉を追加で注文されたと。ここでまだ足りないんですよ。もっと高いお酒を持ってきてほしいということで、わざわざ買いに行って、宿泊施設は大変うれしい悲鳴であったと、このような社長のお話もお聞きしましたので、いい効果がどんどん出てくることを期待しますので、さらに積極的にゴルフツーリズムの促進に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

次の質問に入らせていただきます。

(3) クルーズ船誘致の取組について伺います。

11月上旬に福岡市に伺い、4年連続クルーズ船寄港回数日本一の博多港にて、クルーズ船の誘致に向けた福岡市の取組について説明を受けました。

お話の中で、三重県にもクルーズ船が寄港しており、寄港しているクルーズ船もラグジュアリーやプレミアムといったタイプで、比較的富裕層の方が利用するクルーズ船が定期的に繰り返し寄港している、このようにお聞きしました。国内に寄港するクルーズ船は、外国籍、日本籍があり、クルーズ期間や料金により、ラグジュアリー、プレミアム、カジュアルのタイプに分かれます。

こちらが、(パネルを示す) 現在、四日市港、鳥羽港に寄港されておる、昨年と今年の11月までの一覧表であります。

そして、(パネルを示す) こちらが今お話をさせていただきました、ラグジュアリー、プレミアム、カジュアル、三角形のほうです、こういう形で分けられておるといふところでもあります。

そして、三重県に寄港されている船でありますけれども、ダイヤモンド・プリンセス、それから飛鳥Ⅱ、(パネルを示す) これが船の一覧ですね。こういうふうには、繰り返し同じ船が寄港されておるといふところでもあります。

国土交通省の発表によりますと、平成30年には全国139の港湾にクルーズ船が入港しており、回数は2930回となっています。中でも、博多港には279回も寄港しており、先ほど申しましたが、全国最多となっております。また、日本人のクルーズ人口は32万人で2年連続で30万人を超え、過去最高を記録しています。

さらに、クルーズ船による外国人入国者数は、前年より若干減少はしておりますが245万人となっております、クルーズ船を利用して多くの外国人観光客が来ていただいております。

クルーズ船の寄港は短期ではありますが、1回の寄港で多くの旅行者が寄港地に滞在することになり、また、比較的富裕層の方が利用されていることから、大きな経済効果が地域に与えられる、このように考えます。

そこでお聞きをいたします。

三重県はクルーズ船誘致にどのように取り組んでいただいているのか、お答えいただきたいと思います。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） それでは、クルーズ船誘致にどのように取り組んでいくのかお答えさせていただきます。

本県におけるクルーズ船の誘致については、これまで四日市港等において誘致協議会を設立し、外国船を含むクルーズ船の誘致に取り組んできました。

近年のクルーズ船の誘致では、営業活動のみならず、受け入れ体制を充実し、寄港地としての魅力の向上に取り組むことが重要になってきています。

そのため、平成30年4月に県や四日市港、鳥羽港の関係団体等を中心に、知事を会長とする三重県クルーズ振興連携協議会を設立し、オール三重で取り組んできたところです。

その結果、議員からも一覧表で御紹介がありましたとおり、本年度の本県への寄港回数は11月末現在で16回、12月以降8回、来年度も現時点で10回の寄港が、その中にはラグジュアリークラス、乗客定員200人のアメリカ船、クリスタル・エンデバーや、カジュアルクラス、乗客定員5686名のイタリア

船、MSCベリッシマの初入港も予定されています。

また、寄港地としての魅力向上としてクルーズ船社に対し、萬古焼の伝統工芸士や、海女、伊賀忍者特殊軍団のメンバーなど、地元で活躍する様々な分野の専門家と連携した本物で有意義な体験ができるプログラムを提案し、オプションツアーとして催行されるように、寄港地での魅力向上に取り組んでいます。

このほか、高田本山専修寺や関宿、斎宮などへのショートツアーの実施、港での県産品の物産販売など、寄港地だけにとどまらず、県内各地に効果を波及させるための取組を進めています。

さらに、県内の各港は、拠点港である横浜港を夕方出港すると翌朝に到着できるという地理的な優位性があるとともに、地元の高校生語学ボランティアによる港での観光案内や、寄港地周辺での町歩きの充実等で乗船客に好評であり、クルーズ船社から高い評価もいただいております。

今後も、国が開催するセミナーで三重県の取組の発表や商談会等への積極的な参加により、関係団体等と連携して、オール三重でクルーズ船社や乗船客にとって魅力ある寄港地であることを積極的にPRし、ラグジュアリー船からカジュアル船まで誘致し、それぞれに合ったおもてなしに努めて、誘客に努めていきたいと思っております。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番 (川口 円) ありがとうございます。

クルーズ船を受け入れている四日市、鳥羽地域では、大変盛り上がってきているようなこともお聞きしたりもしますので、引き続き関係機関と連携して取組をお願いしたいと思います。

観光資源の魅力を引き出し、観光客が求めることを行う。当たり前のことを当たり前にやることで、効果は必ず出てくると思います。その一つ一つの努力の総合力をまとめていくというのが難しい部分だと思います。この総合力をしっかりと県としてまとめていただければ、本当に観光業が観光産業になるんや、こういう形であらわれてくると思いますので、よろしく願います。

来年には東京2020オリンピック・パラリンピックの開催、令和3年には三重とこわか国体・三重とこわか大会、令和7年には大阪・関西万博などのイベント、令和9年にはリニア中央新幹線東京―名古屋間先行開業予定、令和15年には次期神宮式年遷宮などが予定されています。ぜひオール三重で、総合力を持って観光振興にしっかり取り組んでいただくようお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

企業誘致の取組について、4番目でございます。

企業誘致の取組について地域の雇用を守る、創出するという視点からお伺いいたします。

民間調査会社によると、県内中小企業、小規模企業の景況感は悪化しているという結果が新聞で掲載されました。

知事は6月定例会会議の一般質問において、深刻な労働力不足や後継者難など、県内の中小企業、小規模企業を取り巻く環境は依然厳しいものがあり、また、米中間の通商問題や英国のEU離脱など、世界経済情勢に大きな影響を及ぼす動きにより、先行き不透明感が増している、こうしたことなどから景気回復を実感できるという状況にはなかなかないのではないかと感じている、こういう答弁をいただきました。

私は、最近の有効求人倍率の動きなども見ると、先ほどの民間調査での企業の景況感もそうですが、景気が減速局面に入ってきているのではと感じております。そういった状況の中で地域の雇用を守るということを考えたとき、中小企業、小規模企業の事業承継も本当に大切な喫緊の課題である、このようにも考えております。

さて、地域の雇用を創出するという面で考えますと、企業誘致の取組は重要であると、このように考えております。三重県でも積極的に取組を進めていただいていると思いますが、景気が悪化した場合に、誘致した企業が県内から撤退してしまうということでは意味がありません。景気の変動に左右されずに県内で事業を継続していただくことが重要である、このように思いま

す。企業誘致の取組は、地域の雇用を創出するという観点と、地域の雇用を守るという観点で進めていく必要があります。

そこでお聞きをいたします。

県内に誘致をした企業が長く事業活動を続けていただくために、どのように企業誘致に取り組んでいるのかをお答えいただきたいと思います。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） それでは、事業活動を継続し、地域の雇用が守られるような企業誘致活動にどう取り組んでいるのかという問いに答弁申し上げます。

企業誘致については、研究開発施設、マザー工場、本社機能など、高付加価値化や拠点化につながる投資のほか、ものづくり基盤技術の高度化や付加価値の高いサービスの提供に取り組む中小企業、小規模企業の設備投資を促進するなど、戦略的に進めているところでございます。

また、県内への新規立地はもとより、雇用を守るという観点から、県内立地済み企業による事業活動の継続、拡大に向けた再投資も重要な視点と認識しております。

そこで本県では、企業投資促進制度において、県内立地済み企業による再投資への支援としてマイレージ制度を全国に先駆けて整備するなど、県内工場の拠点強化による雇用の創出、維持に取り組んでまいりました。

この結果、直近10年間で県内への投資に当たって、本県が補助金を交付した企業153社について、操業開始から3年後における雇用者数が5000人以上増加しておりまして、大きな雇用効果が生まれているところでございます。

また、企業が県内で引き続き活発に事業活動を続け、さらに新たな事業展開を行えるよう、日ごろから企業と連携して、操業環境に関する規制の合理化や法手続の迅速化など、企業の操業環境の向上に向けた取組を支援しているところでございます。

例えば、規制の合理化に向けた勉強会に、企業と行政が連携して取り組んだ結果、高圧ガス容器の先進的な検査手法が法の特例制度の活用によって認

められたことで、検査に要する時間や費用の削減につながりました。

このほか、県内各地で地域懇談会を開催し、県内立地済み企業が抱える課題の把握とその解決に向けて取り組んでいるところでございます。

さらに、第4次産業革命への適応や、若者に魅力ある仕事の創出などの課題に対応するため、昨年11月に策定いたしましたみえ産業振興ビジョンを踏まえ、企業投資促進制度についても改正したところでございます。

今回の改正では、県内立地済み企業による再投資に当たり、一定の職場環境改善を要件として、雇用増加人数分についても新たに補助対象とするなど、投資の促進に加え、職場の魅力向上を通じた雇用の創出、維持に取り組んでおります。

引き続き、こうした企業投資促進制度の活用や規制合理化の取組等を進めるとともに、企業の幅広いニーズにワンストップで迅速に応えることにより、県内への新規立地や県内企業の再投資を促進し、地域の雇用創出、維持、さらには地域経済の活性化につなげていきたいと考えてございます。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） ありがとうございます。

企業誘致で雇用創出していただいて、また、事業がしっかりと安定して繁栄できるように県としてサポートしていただいて、雇用を守るということで御尽力いただきたいと、このように思います。

そして、最後の質問に移らせていただきます。

5番目の伊勢湾の水産振興について、（1）伊勢湾の漁業環境について、お伺いいたします。

平成28年から連続4年間、コウナゴ漁が禁漁となり、漁業従事者にとって大きな打撃となっております。平成25年から27年の産出額の平均値を算出すると5億2700万円となり、4年間禁漁となっていることから、約21億円の産出減、こういう計算になるかと思えます。

そして、（パネルを示す）アサリのほうなんですけれども、平成24年3957トン、ここが最近のピークで、平成29年は318トンと激減している、こうい

う状況であります。また、黒ノリ養殖における色落ちなど、三重県内伊勢湾では特に大きな損失を受けておる、こういう状況であります。

三重県ではどのような原因究明を行ってきたのか、また、今後の対策についてお答えいただきたいと思います。よろしく願います。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、イカナゴの不漁あるいはアサリ資源の減少などの原因究明等についてお答えさせていただきます。

イカナゴ、通称コウナゴでございますけれども、この魚は夏の時期に暑さから身を守るため砂の中で眠ります、夏眠という生態を持っております。これまで県水産研究所の調査結果から、平成27年以降、夏季の海水温が高めで推移しているということで、夏眠期間中のへい死がイカナゴ資源の減少要因であると考えられております。

イカナゴは、瀬戸内海など全国的にも激減をしております、資源回復が課題となっておりますことから、他県の情報等を収集しますとともに、本県としても、引き続き夏眠する海底での海水温の観測でありますとか、愛知県と連携した調査を実施するなど、原因究明をさらに進めていきたいと考えております。

次に、アサリ資源の減少対策でございますけれども、これまで生息環境の整備に向けまして、母貝場となる干潟の造成等を進めますとともに、アサリ稚貝の大量死の未然防止に向け、漁業者が取り組める稚貝移植マニュアルを作成し、稚貝移植の実践に向けた普及、啓発を進めておるところでございます。

また、本年度からは、漁業者の方の協力も得ながら、操業データと海水中の溶存酸素や塩分等の海洋環境データを同時に収集し、その関係性を解析することにより、アサリ等二枚貝のより詳細な減少要因の究明にも取り組んでいるところでございます。

また、黒ノリの色落ちにつきましては、県水産研究所におきまして、色落ちしにくい黒ノリの新品種の実用化に向けた研究開発や、年間を通じた養殖

漁場における栄養塩量の調査、解析などに取り組んでおるところでございます。

今後も引き続きイカナゴ資源、アサリ資源の維持、増大、あるいは黒ノリの色落ち対策につきまして、原因究明、その対策にしっかりと取り組み、漁場環境の変化に対応することで、伊勢湾の水産振興につなげてまいりたいと考えております。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） ありがとうございます。

本当にいろんな方向から原因究明していただいて、何とか復旧できるように御尽力をいただきたいと思います。

（2）水産業者、漁業従事者の支援はどのようにしていただいているか、このことについてお答えいただきたいと思います。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 厳しい状況にある伊勢湾の漁業者の方に対するサポートということで、お答えさせていただきます。

県では、漁業者の新たな収入源の確保に向けまして、単一の漁業種類だけではなく、複数の漁業種を営むことにより、経営を安定化させていく取組を支援しておるところでございます。

例えば、津市香良洲地区におきましては、イカナゴ漁業を営む漁業者の方がイカナゴ漁にかわる新たな漁業として、青ノリ養殖を行う取組を支援しておりまして、こうした複合型漁業を目指す先進的な取組として全国でも評価されておるところでございます。

今年度からは、鈴鹿市におきましても、イカナゴ漁業、アサリ漁業、黒ノリ養殖等を営む漁業者の方が、リスク軽減、経営の安定化を目指して、青ノリの中でも特に高値で取引されますスジ青ノリを養殖する取組に対して、技術的な支援を行っております。

また、不漁や禁漁などにより漁獲金額が減少した場合においても、漁業者の経営が円滑に継続できるよう、県としましては三重県漁業共済組合と連携

いたしまして、漁業者の減収を補填する漁業共済制度等への加入促進に取り組んでおりまして、今後も伊勢湾の漁業が情勢の変化に適切に対応していただけるよう、市町、関係団体と連携しながら漁業者の取組をサポートしてまいります。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） ありがとうございます。

最後に、一つだけお聞きさせていただきます。

水産業者は今サポートをお聞きしました。水産加工会社はどのようにされるかというのを、端的にお願いできたらと思います。

○議長（中嶋年規） 答弁は簡潔にお願いします。

○農林水産部長（前田茂樹） イカナゴ等の不漁によります禁漁地の漁業者に限らず、地元の水産加工業者の方にも影響を及ぼしておるということで、県としましては、引き続き水産加工業者が漁業の環境変化に対応し、加工原料を新たな魚種に転換するなどの取組を進めるよう、国の補助事業、あるいは制度資金等の活用などを通じてサポートしていきたいと考えてございます。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） ありがとうございます。

ぜひサポートのほう、しっかりやっていただいて、守っていただきますようお願いいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○議長（中嶋年規） 29番 石田成生議員。

〔29番 石田成生議員登壇・拍手〕

○29番（石田成生） 自由民主党県議団、石田成生でございます。

通告をさせていただいてあります三重県職員全体のコンプライアンス、それから食品ロス削減対策、三つ目に防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の継続と県の対応、最後に、県管理道路における未登記の整理についてお尋ねをしております。よろしくお願ひします。

まず一つ目が、三重県職員全体のコンプライアンスについてお尋ねをして

まいります。

昨年(2019年)の12月3日、今日から見ると1年と2日前、私は一般質問に立って、障がい者雇用率の算定誤り・ブロック塀の安全点検等のコンプライアンスについてというタイトルで質問をさせていただきました。今回、もう一度、三重県職員のコンプライアンスについてお尋ねをいたします。

昨年のコンプライアンス関連の質問に至った理由は、昨年8月に複数の省庁で障がい者雇用率の算定に誤りが明らかになったことや、同年6月18日大阪府北部地震が発生し、小学校のプール沿いのブロック塀が倒れ、登校途中の小学生が下敷きになり死亡したことを受け、三重県内の実態調査がなされ、昨年9月27日の本会議で知事は、責任を極めて重く感じていると謝罪されました。同時に廣田教育長と当時の難波警察本部長も頭を下げられました。そしてコンプライアンス機運が高まり、一般質問をさせていただきました。今回は、その後のコンプライアンス推進がどのようになされているのか、お尋ねをまいります。

まず、三重県の機関、三重県職員全体、議場の中で私から見て左側が知事部局で、こちら教育委員会、公安委員会、その他委員会で機関と呼ばれると、こういうふうに理解しておるんですけども、どのような統率のとり方をしているのか、お聞かせ願いたいのですが。

本年9月18日の全員協議会で、総務部長からコンプライアンスについて説明がありました。説明は知事部局に限ったものであり、教育長と警察本部長の出席はなく、したがって、教育委員会と警察本部の説明がなく、教育委員会の取組の資料として1枚のペーパー、三重県警察の取組の資料として1枚のペーパーが、それぞれホチキスどめされていただけでした。昨年9月、知事とともに頭を下げられました教育長と警察本部長でございます。常任委員会では説明をされているとのことですが、事の重大さの認識が問われるところで、昨年9月の本会議場で頭を下げられておりますので、その認識を十分されていると思っております。

私は、これまで総務部が説明されるコンプライアンスの取組の中に、教育

委員会も県警察も含まれていると思っていましたが、ある時点からそうではないということに気がつきました。そこら辺、今でもよくわからないところがありますので教えていただきたいと思い、質問をさせていただきます。

三重県職員倫理規程というものがあまして、規程の中に法令遵守についても記されておりますが、さらに規程の第6条において、倫理規程以外に職員の倫理に関し必要な事項は別に定めるとされて、三重県職員の倫理確保についての指針というのがございます。その中に、利害関係者との間で金銭授受のような公務に対する住民の信頼に影響を与えるような行為は行わないとされています。

教育長と警察本部長にお尋ねをいたします。

三重県職員倫理規程と倫理確保についての指針の対象に知事部局は入っていますが、教育委員会職員は含まれているのか、警察職員は含まれているのか。含まれていないとするならば、職員の倫理に関して何をコンプライアンス教育のもとにしているのか、改めて確認したいと思いますので、お答えをいただきたいと思います。

教育委員会に関しましては、小・中学校の職員についてもどのようなすみ分けがされているのか、教えてください。小・中学校の職員は市町設置の小・中学校、そして市町教育委員会のもとでお仕事をしていますので、そのすみ分けを教えてくださいと思います。

それから、今後、議会に対してコンプライアンスの取組を教育委員会、警察本部はどのように説明をされていくのか、お答えをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 教育委員会におけるコンプライアンスの取組についての御質問でございます。

県教育委員会事務局職員及び公立学校教職員は、任命権者が県教育委員会であることから、これまで地方公務員法をはじめとする法令、それから、国からの通知に基づいて法令遵守や不祥事の防止に取り組んでまいりました。

しかし、昨年度、障がい者雇用率の算定誤りや不祥事が相次いだことを受け、平成31年1月に、なぜ不祥事がなくなるのか、個々の不祥事の根本となる原因は何なのかを分析して、その対応策を検討することや、不祥事根絶のため、各県立学校において校長自らが学校として具体的にどう取り組んでいくのかなどについての方針を示しました。

不祥事の分析とその対応については、これまでの、わいせつ行為、飲酒運転、体罰、個人情報紛失の事案において、発生に至るまでの経過をたどり、問題の根本はどこにあるのか、そして、その時点でどのような対応をとるべきであったのかを分析して、対応策を取りまとめました。各県立学校では、この対応策をもとに作成した研修用事例シートを活用して、コンプライアンス研修を実施しているところです。

加えて、生徒とのSNSでのやりとりが不祥事のきっかけとなった事例もあったことを踏まえ、ワーキンググループで検討を重ねて、生徒とは職務に関すること以外の連絡を絶対に行わないこと、教職員から生徒にSNS等を使用して職務に関することを連絡する場合、それと、生徒保護者から教職員がSNS等を利用して連絡を受ける場合に留意すべきことなどをルールとして取りまとめ、全職員に徹底しているところです。

各県立学校としてどのように取り組むかについては、それぞれ学校の規模や特性、職員構成等を踏まえ、校長自らが不祥事防止策を考えるとともに、全ての教職員が不祥事を他人事ではなく自分事として捉えられるように職員会議等で議論し、信頼される学校であるための行動計画を策定したところです。

この行動計画は、PTA総会や学校関係者評価委員会等において外部にも説明し、意見を聞き取った上で実効性あるものに見直し、実施しているところであり、各学校では教職員同士で意見交換をしたり、学校独自のチェックシートを活用するといった、それぞれの工夫をして取り組んでいるところです。

行動計画の取組状況については、県教育委員会が校長の面談や各学校を訪

問する際に確認するとともに、教職員と意見交換する場を今年度設けました。

教職員からは、1人で抱え込まないことが大事、若手とベテランが気軽に相談し合える環境が大切など、組織として取り組むべきとの意見があり、今後、学校におけるこれらの効果的な取組や参考となる意見を取りまとめて、県立学校に共有してまいります。

小・中学校の教職員の服務については、各市町等教育委員会が管理しているところですが、県教育委員会の不祥事根絶の取組を周知するとともに、各市町等教育長会議の場や人事担当による学校訪問を通じて、徹底するように取り組んでいるところです。

今後も、教職員の不祥事を根絶させるという共通認識のもと、各市町等教育委員会において、それぞれが主体的な取組を進められるように働きかけてまいります。

なお、コンプライアンスの取組状況については、議員に御指摘いただいたとおり、所管の常任委員会で3月に不祥事の分析と対応策、5月には取組の進捗状況について報告させていただきました。今後は議会にどのような形で報告させていただくかということについて、関係部局と調整していきたいと考えております。

〔岡 素彦警察本部長登壇〕

○警察本部長（岡 素彦） 警察職員の職務倫理等の基準と、それが知事部局と別立てである理由、最後に議会への説明責任についてお答えいたします。

犯罪の取り締まりなどを行います警察組織は、政治的中立性と民主的管理の双方を確保するために、知事が議会の同意を得て任命した委員により構成される公安委員会の管理に服することとされておりまして、職員の任免も知事ではなく警察本部長が公安委員会の意見を聞いて行うこととされておりまして。

また、警察の任務は、地方的な性格と国家的な性格をあわせ持つておりますことから、犯罪の取り締まりなどの事務の執行は国や市町村ではなく、一元的に都道府県に委ねつつ、例えば、警視正以上の警察官の任免は国家公安

委員会が県の公安委員会の同意を得て行うこととするなど、一定の国の管理に関する仕組みも整えられております。

問題の、警察職員が保持すべき職務倫理やサービスの基準につきましては、こうした制度の趣旨を踏まえまして、全国統一的な規範といたしまして、国家公安委員会規則という形式で定められております。名称は、警察職員の職務倫理及びサービスに関する規則といたします。

その内容は規律を厳正に保持するなどの職務倫理の基本、不偏不党かつ公平中正を旨とするなどのサービスの根本基準、警察は個人情報取り扱いが多いことを踏まえた個人情報の保護、財産上の利益の供与や利害関係者との交際の制限などの規定が置かれております。

また、三重県警察独自の規範といたしまして、本部長が定める訓令もございます。一つは、昭和31年に制定された服務規程を前身といたします三重県警察職員のサービスに関する訓令、もう一つは平成23年に制定された三重県警察職員の倫理に関する訓令でございます。

両訓令の内容は、誤りがあったときに所属長へ報告する義務、親切かつ迅速な市民応接の義務、倫理指導官の設置、交際が制限される利害関係者の範囲など、細目的な事項も含めまして多岐にわたります。県警察の職務倫理等、サービス基準は、このようなものでございます。

以上のことから、警察職員は知事の定めた訓令である三重県職員倫理規程の対象とはされておりませんが、内容面では知事部局との整合性はとれていると考えております。

他方で、行政事務処理上の誤りの防止対策につきましては、県庁の取組を参考にしたいと考えておりました。県庁に置かれたコンプライアンス推進会議には、情報共有等のために県警察も参画しております。

警察は、不正をただすべき立場にありまして、その警察に不正があつてはならないと考えております。今後とも、職務倫理等、サービスについての取組は徹底してまいります。

議会への御説明につきましては、私の着任後では10月9日の教育警察常任

委員会で、障がい者雇用の問題などの不適正な事務処理の是正状況と再発防止策の御説明をいたしました。ただ、御指摘は重く受けとめまして、今後とも真摯に対応してまいりたいと考えております。

〔29番 石田成生議員登壇〕

○29番（石田成生） ありがとうございます。

先ほどの答弁の再確認もしながら次に入っていくわけですが、戦略企画部長に確認をしたいのですが、（冊子を示す）10月4日に令和2年度三重県経営方針（案）が議会に対して説明がなされました。この資料、戦略企画部と総務部が主担当であると思いますが、中身は知事部局、教育委員会、警察本部を含めた全体という理解をしてよろしいですか、ちょっとそれだけをお答えをください。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） それでは、三重県経営方針（案）は知事部局のみならず教育委員会及び県警察を含めたものかについて、答弁させていただきます。

三重県経営方針は、三重県政を運営するに当たっての基本となる毎年度の方針でございます。みえ県民力ビジョンを推進しますみえ成果向上サイクル、スマートサイクルにおいて起点となりますプランに位置するものです。PDC AサイクルのPに当たるというものでございます。

令和2年度の県政運営方針の大もととなりますみえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）は、15の政策、58の施策で構成されておまして、その施策の中には、教育委員会及び警察本部が主担当となるものや、関係するものが多く含まれております。したがって、三重県経営方針は知事部局だけでなく、教育委員会及び県警察も対象とした県政全体の運営方針として位置づけているということになります。

以上でございます。

〔29番 石田成生議員登壇〕

○29番（石田成生） ありがとうございます。

先ほどの答えからすると、(冊子を示す)この令和2年度三重県経営方針(案)の最後のページに、県民の皆さんから信頼をより高めるために、コンプライアンスの推進と書かれております。今の説明からすると、県全体、機関も入るという理解をしてしまいます。

でも、最後のページは教育委員会も警察も入っていると、今の部長の答弁からすると思わざるを得ないんですが、どうですか。確認をさせてください。

○総務部長(紀平 勉) 10月に示させていただきました令和2年度三重県経営方針(案)でございますけれども、先ほど教育長と警察本部長からお話がありましたように、教育委員会あるいは警察本部におきます取組、業務内容の特殊性でありますとか、任命権者ごとにそれぞれのマネジメント方法がございます、それぞれが主体的に内容を決定され、実施していることから、県庁におけるコンプライアンスの取組のみを例示的に記載させていただいたところでございます。

しかしながら、コンプライアンスの必要性につきましては、知事部局のみならず、教育委員会あるいは警察本部との共通認識となっているところでございまして、県民の皆様信頼回復におきまして、教育委員会あるいは警察本部と連携して取組を進めていくことが必要であると考えております。

そのため、令和2年度三重県経営方針最終案でございますけれども、教育委員会及び警察本部を含めました記載内容となるように検討を進めてまいりたいと考えております。

[29番 石田成生議員登壇]

○29番(石田成生) ありがとうございます。

私の疑問をよく御理解いただいて御検討いただいておりますと理解いたしましたのでよろしく願いいたします。

続いて、コンプライアンスの推進ってどういうことなのかということについて、私の思いをお話しながら御答弁いただきたいと思いますが、三重県の組織も一人ひとりの集合体ですから、一人ひとりがコンプライアンスを守れば、全体を守ることになりませんが、全体が守っている状態を維持しようと思

うと、意識は自分自身のみに向いていたのでは難しいと思うんです。

職員一人ひとりが、自分が守れていれば、隣の席の人は隣の責任なので、自分には関係ないという意識ではこれはよろしくなくて、チームとして業務を遂行しているわけですから、コンプライアンス推進もチームとして、チームとは一つの係であったり、三重県全体でと捉える場合もあると思います。コンプライアンス意識を、個人プラスチームであるという認識の醸成が私は大切であると思います。今年の流行語大賞は「ONE TEAM」でありますから、その認識についてお答えをいただきたいと思います。

○総務部長（紀平 勉） 県民の皆様からの信頼回復に向けましたコンプライアンスの推進に当たりましては、今、議員御指摘のとおり、組織あるいはチーム全体で取り組んでいく必要があると考えております。

そこで、職員が個人で仕事を抱えることなく、より一層組織的に仕事が進められる組織運営のあり方、これについて、今現在、検討を行っているところでございます。

具体的に申し上げますと、現在検討を進めております第三次三重県行財政改革取組（仮称）でございますが、この中で、職場で職員が相互に支え合いながら仕事を進めるなど、組織で業務を遂行するための仕組みづくり、あるいは組織的に業務を進める風通しのよい職場づくりに向けまして、職場でのコミュニケーションの活性化などの取組を進めていくこととしております。

今後とも、職員がコンプライアンスを自分事として捉えていただき、県民の皆さんから信頼を得られるよう危機意識を持ってその向上に努めますとともに、組織風土の改革、あるいは仕事の進め方の抜本的な見直しを進めることによりまして、単なる再発防止にとどまらず、県民サービスの質の向上、あるいは働き方改革にもつながるものとなるように努めてまいりたいと考えております。

○教育長（廣田恵子） 教育委員会からでございます。

障がい者雇用率の算定誤りといった不適切な事務処理や不祥事を二度と起こさないためには、職員が疑問を感じたらすぐに意見を言い出せたり、不安

に思っていることを相談できるような風通しのよい職場にして、組織で対応していくことが必要であると考えております。

また、県立学校の行動計画は、職員会議において教職員間で議論、共有し、学校がチームとなって取り組んでいこうと作成したものでありまして、その取組状況については、年3回程度実施しております校長の面談を通じて確認もしているところでございます。

今後も、自ら担当する業務だけではなく、様々な業務を自分事として捉え、子どもや保護者はもちろんのこと、県民の皆様からも信頼される教育を進められるように、個人だけでなく、チームとしてのコンプライアンス意識の向上に取り組んでいきたいと考えております。

○警察本部長（岡 素彦） 私が先ほど答弁いたしました国家公安委員会規則などで申します職務倫理というのは、警察職員が職務に関連して、保持しなければならない道義上の規範を指すと理解しておりまして、また、服務というのは、職員が勤務に服するに当たり守らなければいけない義務のことをいうと理解しております。

御質問のコンプライアンスという言葉と、どの程度一致しているかちょっと疑義があるかと思えますけれども、私どもが推進しております職務倫理または服務に関する取組は、言うまでもなく組織的な取組でございまして、また、その目的は個人の自覚を促すためだけのものではなくて、組織全体にこのような規範意識や義務を遵守する精神を根づかせるためのものであると理解しております。

そういう意味では、チームで防止するというのは当然のことでございますし、また、私ども、専従の監察組織がございまして、そうした監察組織を中心に、これからも規律の維持に努めてまいりたいと考えております。

〔29番 石田成生議員登壇〕

○29番（石田成生） 御答弁ありがとうございます。

さらにコンプライアンス意識を延長させると、例えば警察署のカウンターに県民が訪れて、自動車を運転して来られたのが見えていました。恐らく帰

りも運転して帰るものだと思います。カウンター越しにアルコールのにおいがしたとします。対応した職員は取り締まりの担当ではなくても、その職員はどうすべきなのでしょう。今の例の場合は、警察署のカウンターであるという例ですから答えを出しやすいと思うんですけども、例えば、保護者が学校に訪れたときに同じようなことがあった場合も同じことが言えます。そして、三重県のほかの機関の窓口であったらどうか。ほかの機関の窓口でも同じ対応が望まれると思います。そして法令は道路交通法だけではありませんので、警察署であろうが、三重県のほかの機関であろうが、また道路交通法であろうが、他の法令であろうが、コンプライアンスの推進の意識を持って対応していただくことを望みます。

コンプライアンスの徹底、組織の体質、風土を変えていくためには、個人、チーム、そして職員でなくとも業務上かかわりのある県民を含めたところまで、意識を持っていただくことが必要であると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

食品ロス削減対策についてお尋ねをしてみたいです。

本年10月の大きな政治的变化は、消費税率アップと幼児教育費の無償化、それともう一つ、食品ロスの削減の推進に関する法律が施行されたことです。

今後、国においても基本方針を策定し、取組が進められることとなりますが、食品ロスの定義は、まだ食べることができる食品が捨てられることをいいます。

農林水産省食料産業局の資料から読み取ると、食品ロス等の発生量は平成28年度の推計で食材の総量、骨とか皮とか捨てるものも全部含めた総量は8088万トン、そのうち調理されないというか、骨とか皮とか芯とか捨てるものが2116万トン、差し引き5972万トンが食べられるもの、そのうち食べたものが5329万トン、それを計算すると、食べられるものであるのに捨てられたのが643万トンとなります。これは、食べられるのに捨てられたのは11%に当たります。

さて、この643万トンの食べられるものを捨てている、これを食品ロスと呼ばれますけれども、これをいかにして削減していくのかお尋ねしてまいります。

食品ロス削減推進法には、国が策定する基本方針を踏まえ、都道府県、市町村に削減推進計画をつくりなさいと書かれていますが、三重県は既に2年以上前から食品ロス削減庁内連絡会を設置しております。設置要領を資料としていただいておりますので、資料から質問をいたします。

連絡会を構成する委員はかなり多岐にわたって、災害対策課、食品安全課、健康づくり課、地域福祉課、子育て支援課、フードイノベーション課、中小企業・サービス産業振興課、保健体育課、暮らし・交通安全課、廃棄物・リサイクル課、それぞれがそれぞれの役目を果たしながら連携しています。必要に応じて変更もできるとされ、事務局は廃棄物・リサイクル課とされております。

この庁内連絡会の趣旨、目的の中で紹介されております全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会というネットワークがつくられて、（現物を示す）このような資料になっております。これは、平成28年10月、三重県も含みます80近い自治体が食品ロス削減を目的として設立し、全国的にキャンペーンを展開しております。

この全国キャンペーンのタイトルや中身を見ましても、また、廃棄物・リサイクル課が主導的な位置にいることを見ましても、食品ロス削減を出口で捉えているように思えてならないんです。

ここでいう出口とは、643万トンの過剰食料が、食料が過剰であるということですが、それが出てくることを前提に、さてどうしましょう、どう食べ切ろうかという対策を考えているということを出口議論と私は呼ぶわけですが、毎年、年度で切れるものではないんですけれども、643万トンを食べ切ってなくしたとすると、ただでさえ食習慣、生活習慣から健康を損なう人が多いこの国で、ますます医療費が増大し、健康寿命が短くなるのではないかと思うんです。

パネルを見ていただきますが、（パネルを示す）消費者庁がつくったチラシに、大切なのは、一人一人がもったいないを意識して行動することと書かれております。確かにそうですが、出口議論でなく入り口議論にしなければいけないと思います。この中に使いきれぬ分だけ買うと、これがポイントかなと思います。

そしてこのチラシの裏側はこれで、（パネルを示す）ここには食品ロスの約半分は家庭から、食品ロス削減のためには家庭での取組が必要だと。この2点が非常に大事で、家庭で使い切れる分だけ買うというのがポイントかなと思います。

それで、もう一つのパネルを見ていただきますが、（パネルを示す）廃棄物・リサイクル課がつくったこのチラシ、おいしく、楽しく食べ切りましょうというこのチラシ、ごみゼロ宴会五つの心得、一つ目に食べきれぬ量で注文と書かれています。これは入り口の議論なんですよ、食べられる量だけ注文しましょうと、これ入り口の議論で大事なところです。

食品ロスの削減の推進に関する法律は、入り口の意識もかいま見えます。第14条に、必要量に応じた食品の購入という言葉も出てきます。これも入り口を意識したフレーズだと私は思うんです。

それでも、全体的にはやっぱり出口議論が中心である印象は否めません。入り口議論とは、毎年出てくる643万トンもの食品ロスを食べ切ろうとするのではなく、先ほど示しました、必要量に応じて食品の購入をしましょうとか、食べ切れる量で注文しましょうということです。

さらには、食べ切っている5330万トンによって、食べ切った分によっても、中には食べた分によって生活習慣病にかかったり、健康寿命を減らしたり、医療費を増やしてしまっている現状を本当はもうちょっと減らして、改善させたいところだと思うんですね。

一方で、入り口論で、食品ロス削減で643万トンの食品ロスを仮にゼロにできたと仮定すると、食品の生産量、製造量、加工量、流通量、小売量が減少することになります。経済や雇用と食品ロス削減を両立させる考え方は、

まさに今言われておりますSDG sの考え方だと思うんです。

経済一辺倒でもなく、環境や健康一辺倒でもなく、調和がとれて、持続可能で、ゴールというより中間点を同時に通過するSDG sの考え方を取り入れる必要があると思います。一気に変えることは難しいと思いますが、やがて策定することになる食品ロス削減推進計画に、入り口議論とSDG sの考え方を盛り込んでいただきたいと思います。いかがでしょうか、お答えをください。

[中川和也環境生活部廃棄物対策局長登壇]

○環境生活部廃棄物対策局長（中川和也） 食品ロス削減推進計画に、発生抑制等の入り口議論とSDG sの考え方を盛り込んではどうかという問いにお答えいたします。

これまで県では、県のホームページやセミナーの開催などにより、食品ロスを削減する意識の醸成を図るとともに、環境イベントにおいて規格外品などを廉価販売するもったいない市の開催や、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会にも参加し、全国共同キャンペーンとして、忘年会、新年会などの機会を捉えて、宴会の開始から30分間と終了前10分間に自席で食事を楽しむ3010運動を展開するなど、様々な啓発活動を進めております。

また、家庭における賞味期限切れや未開封のまま捨てられている状況など、県内の食品ロスの排出実態を把握するため、家庭ごみの組成分析調査を現在実施しているところでございます。

先ほど議員から御紹介いただきましたが、食品ロスが大きな社会問題となっている中、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着に向けて、本年10月に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、国において食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進を図るための基本方針を策定することとしており、都道府県においては当該基本計画を踏まえた食品ロス削減推進計画の策定などが求められております。

食品ロスの削減に向けて、県内の実態を踏まえつつ、発生抑制等の入り口を意識した県民等への効果的な啓発として、食べ物を無駄にせず、おいしく、

楽しく食べることを念頭に、例えば、買い物時には冷蔵庫の中身をチェックし、必要な分だけ買う。すぐに食べるものは、消費期限、賞味期限の近い商品から買うなどを県ホームページやイベントなどを通じて県民に啓発を行うことで、意識の醸成とその定着を図っていきたいと考えております。

また、食品ロスが、製造、流通、販売及び消費の各段階から発生していることから、SDGsの考え方を取り入れ、経済、環境、社会の統合的な向上を目指して、現在策定中の三重県環境基本計画の理念を踏まえつつ、関係部局と連携しながら、食品ロス削減推進計画の策定を進めてまいりたいと考えてございます。

〔29番 石田成生議員登壇〕

○29番（石田成生） ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次、質問を進めてまいりますが、次に食品ロスを削減していただくために、法律の前文にこのように書かれておるんですが、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことと、もう一つ、まだ食べることができる食品については廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくこと、この2点が重要であるとされております。

2点目は、どっちかというところのお話かなと思うんですが、1点目の国民各層がというところ、そもそも食品ロスを生じさせないようにするためには、消費者一人ひとりの意識によるところが大きいと思います。消費者の意識の変化、価値観の変化が食品ロスを減少させる源であると思います。この消費者とは国民であり、県民であります。意識の変化、価値観の変化をどうやってもたらずのか。意識の醸成を食育によって行う必要があると思ひ、ここで食育についてお尋ねをいたします。

平成28年7月には、（冊子を示す）第3次三重県食育推進計画、主に健康、

風習、地産地消、コミュニケーション、食の安全がこの中には記載されておりまして、食品ロスの削減については記述はあるものの、やっぱり出口の話になっていることと、令和元年度の食育関連施策には、地域循環高度化促進事業費で約700万円が計上され、具体的な内容は、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会による全国的な取組に協力し、食べ切り宴会の推進等、広域的な普及、啓発を、他部局、市町等と連携して行いますとされております。まだまだこの記述は、出口の議論が中心になっていると思います。

食育でこそ、入り口を考えてほしいと思います。（冊子を示す）第3次三重県食育推進計画の第4というところに目標値が挙げられていますが、そこには食品ロス削減はありません。第4次の、（冊子を示す）この第3次の後の計画です、その策定の折には目標値に食品ロス削減を盛り込み、食品ロス問題を食品の生産、製造、加工、流通、小売、消費、過剰分を廃棄という流れの出口ではなくて入り口で考える、そのような意識醸成を食育によって行うという、そんな計画をつくっていただきたいと思いますがいかがでしょうか、御所見をお願いします。

○**農林水産部長（前田茂樹）** 第3次三重県食育推進計画につきましては、令和2年度までの5年間を計画期間としておりまして、県民の皆さんの健全で充実した食生活でありますとか、健康づくりにつながる取組を進めております。

この計画によりまして、食品ロスの削減に向けた食育の取組としまして、地域の関係団体等と連携したもったいない意識の普及、啓発でありますとか、食べ残しのない食生活の実践に向けて、子どもたち等を対象にして、食を満たす農業等への理解を深める食農教育というものの実施などを行ってまいりました。

食育の取組は、全体的にSDGsに掲げられている複数の目標の推進につながっていくものというふうに認識をしております、今回、次期の三重県食育推進計画の策定に当たりまして、食品ロスの削減に向けましては、適正な量を買う、あるいは食べ切れる量で注文するといったような、入り口の部

分での意識の醸成も新たに視点として加えるとともに、数値目標の設定についても検討するなど、関係部局と連携しながら策定を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔29番 石田成生議員登壇〕

○29番（石田成生） ありがとうございます。

次の計画に、ぜひそのような考え方を盛り込んでいただきたいと思います。

今朝の朝刊、（新聞を示す）脱炭素へ県が宣言、2050年までに温室効果ガス排出ゼロ、知事、明日小泉環境相と対談と。これも食品ロスということはお出きませんが、まさに同じベクトルのことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、三つ目の質問に移ります。

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策とその継続と県の対応について、知事の国土強靱化対策の思いについてをお尋ねしたいと思います。

3か年緊急対策に関しては、私どもの会派、中森団長が9月定例会議の代表質問で取り上げたところです。知事からは、3か年緊急対策後も防災・減災、国土強靱化の取組を継続的に進める必要があるとし、県においてもしっかり国等へ主張していくとの答弁をいただいたところです。

まだ2カ月も経過していないところでありますが、この間に三重県議会では国土強靱化対策の強化を求める意見書が10月18日の本会議で可決され、10月21日には中嶋議長が上京し、議会の総意として衆参両院に意見書を直接提出したほか、内閣総理大臣、関係大臣や県選出国會議員にも提出されました。

意見書の内容としては、3か年緊急対策に必要な予算の総額確保、3か年緊急対策後の継続した国土強靱化対策の推進や安定的な財源確保、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧のための地方整備局等の人員体制の維持、充実などを求めています。

また、11月1日には、自由民主党国土強靱化推進本部においても緊急の決議がなされ、決議の内容としては、防災・減災、国土強靱化のための3か年

緊急対策の内容の充実とともに、予算規模の拡大、事業期間を3年以上とすることをはじめ、具体的な事業内容として想定降雨等を大幅に増やすことなどで、治水対策のあり方についても抜本的に考え直すことなどを求めています。

このように、多方面が一致して国土強靱化対策の充実に動いている中、知事においても、秋の予算要望の折には、政府や国土交通省など多くの関係者の方々にお会いし言葉を交わしたのと思いますが、それも踏まえて、知事の国土強靱化対策への思い等について改めてお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 秋の要望を終えて、改めて私の国土強靱化対策への思いということで答弁させていただきます。

現在、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策により、国と地方が一体となって対策に取り組んでいるところであります。本県におきましても、様々な対策を実施しており、既に対策が完了し、効果を発現している箇所もあります。

例えば、本年9月から10月にかけて紀北町付近で記録的短時間大雨情報が2度発表されましたが、紀北町三浦における砂防堰堤は、それより前の8月末に完成させることができました。

当該施設は土砂災害を防ぐことはもちろん、管理用道路を津波避難路としても活用することができるもので、10月10日に紀北町立三浦小学校で行われた津波を想定した避難訓練では、全校児童14人が当該管理用道路を走って、高台までわずか約2分で避難を完了することができました。このように、3か年緊急対策はハード・ソフト両面で役立っており、県民の皆さんの安全・安心の向上につながっています。

県議会におかれましては、先ほど石田議員から御紹介がありましたとおり、国土強靱化対策の強化を求める意見書を10月18日に可決し、衆参両院議長や内閣総理大臣、関係大臣に提出いただいたところですが、激甚化、頻発化す

る自然災害や南海トラフ地震の発生確率の上昇を踏まえると、国土強靱化対策により一層の推進は、県としても喫緊の課題と認識しているところです。

このようなことから、11月12日から14日にかけて実施した令和2年度予算の確保に向けた国への要望では、麻生財務大臣、菅内閣官房長官、武田国土強靱化担当大臣、二階自由民主党幹事長等に対し、直接3か年緊急対策の目標を確実に達成するための必要な予算の確保を強く訴えました。

また、本県の重要インフラ緊急点検等による要対策箇所のうち、3か年緊急対策による実施箇所数は、橋梁耐震対策で172橋のうち110橋、土砂災害防止施設の整備で49カ所のうち18カ所にとどまるなど、国土強靱化対策は3年では終了しないことから、3か年緊急対策後も必要な予算、財源を安定的に確保することについても強く訴えました。

このほか、緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債等の延長や起債制度の拡充、国の地方整備局の人員体制の増員も含めた充実を図ることについても、あわせて要望しました。

菅官房長官からは、今回の台風では、県管理河川の被害も多かったので、日ごろから国と県で対応を充実させる必要があると考えており、3か年緊急対策後の対策や地方整備局の人員体制の維持、充実等について、しっかり対応したいと考えている旨の発言をいただき、また、二階幹事長からも、たび重なる自然災害により多くの被害が出ており、改めて国土強靱化対策の必要性を訴えていくことが大事である旨の発言をいただきました。

また11月11日には、全国知事会と内閣総理大臣との懇談会において、地方創生対策本部長として、地方創生の観点からも防災・減災、国土強靱化の重要性を訴えたところです。

総理からは、今後とも必要な予算を確保した上で、オールジャパンで国土強靱化をパワーアップしていくことで、その後も国家百年の大計として、災害に屈しない強さとしなやかさを備えた国土をつくっていききたいなどの、心強い発言をいただきました。

気候変動の影響で、激甚化、頻発化する自然災害により、全国各地で甚大

な被害が発生している状況を鑑みても、国土強靱化は待ったなしの状況にあります。まずは3か年緊急対策による取組を着実に実行するとともに、平成30年7月豪雨や、令和元年台風第19号等による被害から浮かび上がった課題を検証し、防災・減災対策の見直しを行いながら、国土強靱化の取組を強力かつ継続的に進める必要があると考えています。

明日、台風第19号で甚大な被害を受けた福島県の視察を予定していますが、福島県との意見交換を踏まえ、私が委員に就任した国土交通省の社会資本整備審議会、気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会にて、国の水災害対策にしっかり地方としての意見を申し上げるとともに、県内の防災・減災対策に生かしていきたいと考えています。

〔29番 石田成生議員登壇〕

○29番（石田成生） ありがとうございます。

国土強靱化は待ったなしの状況にあるという御認識を、お聞かせいただきました。

続いてお尋ねをしてみたいです。

知事が国への要望として、熱意を持って国土強靱化対策の必要性を訴えていくのは当然であると思われまます。その前提として、県自らが最大限の努力をしていくことが必要であると思えます。市町の国土強靱化地域計画の策定が進んでいない問題についても、県として市町のバックアップをしっかりといただく必要があると思えます。

現在、令和2年度の当初予算を編成しているところであると思えますが、国土強靱化に係る予算を県としてもしっかりと計上して、これだけ必要である、これだけの事業量をしっかりとやり切るのだといった姿勢を見せていくことが大事であると思えます。

厳しい財政状況の中、例えば県債についても要求上限額を設定するなど、県財政を守る対策を講じているかと思えます。国土強靱化に資する事業については、後年度の県民の暮らしの安全等を守る事業でもあることから、必要な部分については起債を認め、事業を進められる体制にしていく必要が重要

だと思えます。

そこでお尋ねいたしますが、令和2年度当初予算編成において、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に係る予算についてどのように考えているのか、最終年度の3年目となりますが、その規模感や重点的に進める事項など、どう考えているかについてお伺いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 2点ございました、国土強靱化地域計画に関する市町のバックアップと、令和2年度当初予算編成における3か年緊急対策に関する予算などについてということで答弁させていただきます。

国土強靱化地域計画は、いわゆる国土強靱化基本法第13条において、都道府県または市町村は、地域計画を定めることができると規定されています。国土強靱化を実効性のあるものにするには、県及び市町が、国の国土強靱化基本計画と調和を保ち、地域の状況を踏まえた地域計画を策定し、計画に基づき国土強靱化対策を推進することが極めて重要だと認識しています。

政府においては、地域計画の策定を促進するため、8月2日に開催されました国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議において、国土強靱化の予算について、令和3年度からは国土強靱化地域計画に基づき実施される取組、または明記された事業であることを交付要件とする要件化や、同計画に明記された事業に対し、重点配分、優先採択など、予算交付の重点化を想定しているとの申し合わせがなされました。これらの状況を鑑み、県内の全市町が会員となっている社会基盤整備協会や市長会などとの面談の際には、私からも国土強靱化地域計画の重要性を御説明させていただいた上で、早期策定をお願いしているところです。

また、内閣官房国土強靱化推進室の職員を講師に招き、本年7月と10月に全市町を対象とした勉強会を開催するとともに、市町から相談があった際には個別に助言を行うなど、市町への積極的な支援を行いながら、地域計画の早期策定を働きかけています。このような勉強会の開催等のサポートもあり、全ての市町において計画策定に向けて前向きに検討を進めていただいている

と聞いております。

なお、おおむね10年先を見据え平成27年に策定した三重県国土強靱化地域計画につきましては、計画策定後の状況変化等を踏まえ、来年秋ごろをめどに改訂作業を進めてまいります。

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に係る本県の一般会計予算には、平成30年度は約112億円、令和元年度は約170億円の公共事業費を計上し、着実に対策を実行しております。令和2年度は3か緊急対策の最終年度となることから、目標を確実に達成するため、国直轄事業や補助事業で行われる緊急対策の地方負担金に100%充当できる地方債である防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債などをしっかりと活用するなど、いずれにしても、国土強靱化対策に向けてしっかりとした対応を行ってまいります。

令和2年度三重県経営方針（案）では、命、安全・安心を大切にする三重を注力する取組方向の1番目に掲げ、防災・減災、国土強靱化対策の強化を盛り込んでいます。

引き続き、橋梁耐震対策、のり面等の防災対策、道路冠水対策、河道掘削や河道内の樹木伐採、土砂災害防止施設の整備、河口や沿岸部の堤防、ため池の耐震対策など、県民の皆さんの命と暮らしを守る取組をしっかりと進めていくなど、いつ、どこで起こるかもしれない国難レベルの災害に負けない県土づくりを切れ目なく推進してまいります。

〔29番 石田成生議員登壇〕

○29番（石田成生） ありがとうございます。

令和2年度の予算が出てくるのを楽しみにしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後の質問をさせていただきます。

三重県内に県管理道路は延長3456キロメートルにわたり張りめぐらされております。道路と隣接する土地の境界については、隣接する土地が民間所有の場合、その境を官民境界という呼び方をします。その官民境界の民の側の所有権は民間人であり、境界の官の側は三重県などに所有権がついているの

は当然であると思われていますが、そうでない部分があるようです。

法務局で管理されている登記簿や公図と道路の現状等、照らし合わせると、整合していないところがあります。つまり道路敷に登記上民地のままになっている土地があるということです。

当然、現場を見てもわかるものではありません。土地の所有者が、例えば土地を売却しようとしたときには、道路として利用している部分を切り離す作業、いわゆる分筆の手続が必要になります。そもそも、道路を建設する際に、県はその土地の所有権を取得するはずなのですが、なぜ道路の中に民有名義の土地があるのか、原因について御説明をいただきたいと思います。

また、現在道路を管理する県として、このような未登記問題は放置できないと思います。例えば名義人がお亡くなりになり、相続の手続が行われないうちままだと権利関係者が増えるなど、時間とともに一層解決が困難になると思われます。

こうした道路の未登記土地の解消に向けて、どのように取り組んでいくのかお答えをお願いします。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（渡辺克己） 県管理道路における未登記の原因と、その解消に向けた取組の方針についてお答えいたします。

県が過去に道路等の公共施設用地として買収または寄附により取得したものの、所有者移転登記が未了となっている土地、いわゆる未登記土地につきましては、昭和54年度に調査を行い、約1万6600筆を確認したところでございます。

これらの未登記の原因につきましては、様々ではございますが、一因としては、相続など権利関係の問題や、公図と現況の不整合により所有権の移転登記ができなかったことなどが考えられるところです。

このため、適正な財産管理及び未登記を原因とするトラブル防止の観点から、昭和55年度を初年度して未登記の解消に取り組み、これまでに約1万1800筆を処理し、平成30年度末で残数は4814筆となっております。

未登記の解消には、まずは登記名義人等の承諾を得ることが必要であるとともに、相続等の権利関係の整理が必要なことも多く、さらに分筆登記のための境界確認や測量等が必要で、その処理には多大な時間と費用を要することから、取組の長期化が避けられないものとなっております。

残る案件につきましては、測量範囲が広大であるなどのため多額の費用が見込まれるもの、公図が混乱しているもの、登記名義人等から協力が得られないものなど、処理困難なものも多くあります。こうしたことから、平成28年度に処理方針と取組計画を策定し、処理可能と見込まれる案件約600筆につきまして、毎年度45筆を目標に公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等、専門家の協力も得ながら処理を進めており、平成30年度には59筆の処理を行いました。今後も、引き続き未登記処理を計画的に進めていきたいと考えてございます。

〔29番 石田成生議員登壇〕

○29番（石田成生） ありがとうございます。

なかなかたくさんあったのを整理されてきて、残っている部分は地権者の最初の数字からすると少なくなってきたはいるけれども、やっぱり難しいから残ってきている、お金がかかるから残っている部分もたくさんあって。さらに把握されているのがそれで、把握できていないところもたくさんあって、個人の土地所有者がその土地を何かに利用しようとして調べたときに初めて、ここは未登記だなというのがわかってくる部分もたくさんあるように聞いております。

そうした未登記を処理することは道路管理者側、それから、民間の土地所有者側にとっても、双方にメリットになりますので、予算のつけ方は難しいと思いますが、原因がわからないから県の責任もないんだということでもなくて、どっちかわからないということは責任があるのかどうかもわからないけれども、うまく多少なりとも予算をつけられたらつけていただいて、専門家であります土地家屋調査士とか、それから、司法書士の業界団体とも協力とか相談をしていただきながら、双方のためになると思いますので、処理を

進めていただくことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。
ありがとうございました。（拍手）

休 憩

- 議長（中嶋年規） 暫時休憩いたします。
午後0時0分休憩

午後1時0分開議

開 議

- 副議長（北川裕之） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

- 副議長（北川裕之） 県政に対する質問を継続いたします。25番 津村 衛
議員。

[25番 津村 衛議員登壇・拍手]

- 25番（津村 衛） 尾鷲市・北牟婁郡選出、新政みえ所属の津村衛です。議長のお許しをいただきましたので、早速ですが、一般質問に入らせていただきます。

まず初めに、スマート改革の推進について質問をいたします。

現在、県議会では、ペーパーレス化をはじめとするスマート改革を進める議論がスタートしたところです。今後の議論の参考にさせていただきたいという思いと、お互いに連携できる場所もあるのではないかとの思いで、11月21日に開催された行財政改革推進本部の会議において、若手を中心としたスマート改革検討チームから報告されたスマート改革に向けた取組の検討状況中間案とペーパーレス化の推進による業務の効率化の資料を読ませていただきました。

もっと県民のためにと始まる報告書、少し要約して読ませていただきます

が、上司や他部局に提出するための資料の作成、会議のための打ち合わせ、他部局とのすり合わせ、そんな内向きの仕事で1日が終わってしまう。そんな日々の業務を振り返ったとき、自分たちの仕事の中で本当に県民のために行っている仕事はどれほどあるのか。今後20年間で約3000人の職員が退職する中で、現在の若手・中堅職員が県民サービスのレベルを落とすことなく仕事をしなければいけないが、このままでは必ず限界が来る。まずは、内向きの仕事を見直し、これまで考えられなかったようなことにチャレンジしたい。県庁から一歩踏み出して県民と一緒にもっとすばらしい三重県をつくり出していきたい。もっと県民のために、未来の三重県のために働きたいとあります。

現状に対する問題意識と将来に向けて真剣に改革に取り組もうとするチームの思いが伝わってきます。

スマート改革の検討が開始されると報道で知ったときには、単なるペーパーレス化が目的の取組かと私自身勘違いをしていましたが、このスマート改革が目指すのは、県職員の満足度と仕事の質を高め、県民サービスの向上を実現することであり、スマート改革検討チームがこれまで何度も議論を重ねて出した、本質的なすばらしい目標だと私は思います。

最近、めっきりと純粹さと初々しさを失った私ですので、この報告書を見たときに、目がくらむほど輝いて見えました。そんな若手チームの取組、挑戦をぜひとも応援したいと思ったのが率直な感想です。

今回、会議で報告されたのは中間案であり、来年1月末の最終案の報告までさらに検討を深めるだけではなく、まずは、スマート改革検討チームのメンバーが、自らの所属において、自らの立場でできることを実行する。さらには、各部局において改革に取り組むモデル化を選定し、今回の提案取組を試験的に実行して、年内にその効果を検証するという最終案まで検討を深めつつも、一方では、この中間報告をスタートに、同時にアクションも開始していく。これまで何度か見てきた改革の報告書や心得などを目に見えるように壁に張って終わりではなく、今できることから自らアクションを起こして

いく。今自分たちから変えていかなければ県庁は変わらないというチームの本気度が伝わってきます。

しかしながら、この取組を全庁的に実行、実現していくためには、知事、そして部局長をはじめとした幹部の方々の理解と行動が必要だと考えます。

新聞記事を拝見したところ、スマート改革検討チームの報告を受けて、知事は、今できることはたくさんある、各部局長も取り組み、スマート改革検討チームの取組を支えようと発言されたということですが、改めて知事の所感、また、改革に向けた意気込みをお伺いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） スマート改革検討チームの中間報告を受けましての私の改革へ向けての意気込みなどについて答弁させていただきます。

スマート改革は、ICTの新たな技術の活用、コミュニケーションを重視した仕事の進め方などを通して、県庁の生産性の向上と正確性の確保の両立を図るとともに、働き方の質を高めることで県民の皆さんへのサービスの向上につなげていくため、次期の行財政改革取組の柱の一つとして推進していくこととしています。

若手・中堅職員を中心とした有志により構成しているスマート改革検討チームにおいては、ICTの新しい技術を活用した政策展開の将来像から、その実現のために必要となる職員の意識改革、業務の効率化、ひいては政策立案、実行能力の向上に至るまで、あらゆる課題を議論の対象としています。

そして、スマート改革を進めるに当たっての現状と課題、今後の方向性について、業務を担当する当事者の目線から自由な発想で、かつ実行までを見据えた具体的な検討を行っているところです。

また、メンバーも当初より着々と増え、積極的な活動を展開してくれていることを大変頼もしく思っています。

先般、行財政改革推進本部本部員会議において、スマート改革検討チームから中間報告がありました。

先ほど議員も引用していただきましたけれども、その中では、自分の力で

三重県をもっとすばらしい県にしたいとの思い、このままでは必ず限界がやってくるとの認識、そして、新しい時代を県民の皆様とともに歩む三重県庁であるために、もっと県民のために仕事をしていきたいとの強い思いが随所に記載されており、チームの熱い思いをひしひしと感じたところです。

そして、先端技術の導入、オフィス環境の改革、職員の意識改革などの必要性や、できることから実行に移し、小さくても確かな成功体験を積んでいくというアプローチ方法について説明があり、その取組姿勢についても頼もしく思いました。

方針や提言を取りまとめただけではスマート改革は進みません。実行というアプローチこそが大切であります。

その意味では、私自身も早速、例えば私への協議は、もうこれは部長以下に任せますよとか、幾つかできるものから実行に移しているところでありますし、行財政改革推進本部本部員会議のメンバーである各部局長等にも、この取組をサポートし、自身も実行に移していくよう指示したところです。

今後は、具体的な取組を積み重ねつつ、スマート改革検討チームの提言など積極的に取り入れて、年齢や職種を越えて広がりを持った三重県職員一人ひとりの実行につなげ、スマート改革を推進し、職員の働き方の質を高めるとともに、人材育成に資する取組として県民の皆様へのサービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

例えば今、あすまいるの受付にA I ロボットを置いているんですけども、これは当初より2倍の数の来館者があって、その受付業務に職員が追われてしまい、本来であれば犬、猫の譲渡のためにもっと時間を割いて、しつけをして、殺処分をゼロにする、そういうふうにしたいのに受付業務がたくさんあってというのを、そういうA I ロボットを入れて解消し、自分たちはしっかり犬や猫の譲渡に向けた取組をする、そしてそれを、譲渡を受けた方々は大変喜んでもらっているし、犬や猫も命を奪われずに大変よいことになっている、このようなことが連鎖していくように、一つのことであったとしてもとにかく実行して、県民の皆様に向けてよいサービスを行政が提供できるよ

うにしていきたいと思います。

私も経済産業省時代、まさに今回のスマート改革検討チームのようなことをいろいろやっていた中で、大変まばゆい思いをしながら見ているところです。しっかり応援をして、実行していきたいと思います。

〔25番 津村 衛議員登壇〕

○25番（津村 衛） 知事からは、あすまいるの実例も出していただきながら御説明いただきました。思いを聞かせていただきました。

本来であれば、各部局長にも、所感であったり意見もお伺いしたかったのですが、やはり時間の関係もございますので、知事から改めての気持ちと決意を聞かせていただきました。

私は、改革というのは変化させただけでは未達成だと思っております。やっぱり定着させることが一番重要でありまして、例えば改革を先導してきたリーダーがもし変わってしまったら、簡単にもとに戻ってしまう、それでは意味がありませんので、やはり変えたこと、改革したことはしっかりと定着して、それがスタンダードになるまで取り組むということが一番必要だと思いますので、引き続きの取組をお願いしたいと思います。

中間案の報告書も読ませていただきました。例えば部局長や管理職が職場に残っていることは百害あって一利なしというくらいの意識を持つとか、このあたりの報告書を読ませていただくと、部局長からすれば非常に耳が痛いようなこともあろうかと思えます。

ただ、このスマート改革検討チームの思いというのは、これまでのやり方であったり仕事全てを否定するものではないと思います。これから多くの課題と向き合う中で、限られた人材で仕事の効率化を図り、職員の満足度を上げ、県民のために働きたいという純粋な気持ちであると思いますので、部局長におかれましては、ぜひとも御理解と御協力をお願いしたいと思います。

次の質問につながるわけなんですけど、先ほど紹介いたしましたスマート改革検討チームの中間案に、今後検討すべき課題として幾つか提案されています。

その一つに、外の目を入れることという項目があり、人事交流が減り、外の目が減少していることで、業務の効率化のスピードアップが妨げられているとして、相互の人事交流の活発化、相互の短期兼業、副業等により外の目を導入、意識することで県民サービスの向上、業務の効率化につなげるとの提案があります。

さらには、職員の能力向上、自己研さんという項目では、現在の研修内容は従来の仕事を踏襲したにすぎないものばかりで、職員が研修を積極的に受けず、自己研さんを軽んじる現象が生まれてきているとして、職員の能力を高めるために刺激的な体験型の研修を充実させるべきであるとの提案もごさいます。

知事の政策集の中に、三重県職員が積極的に外に飛び出すことでマルチな活動の場を広げ、県民のための挑戦を加速しますとして、やる気と個性を生かした社内ベンチャーのような、三重県の観光、文化、産業などの振興に貢献する職員の自主的な部活動を積極的に応援する仕組みの導入を検討しますとあります。

先日的一般質問で、村林議員からも同様の質問がございましたが、先ほどのスマート改革検討チームの中間報告の後で、業務改革の一環として行政職員の副業について研究されたというふうに伺っております。

この副業という表現が少し違ったニュアンスでとられる可能性があり、私自身も最初はそうでしたが、この副業とは、収入アップを目的とした民間企業や自営での副業や兼業というものではなく、公益的な活動や社会福祉的な活動に限定して認めるもので、人口減少、過疎化、担い手不足に悩む地域での活動など、既に兵庫県神戸市、奈良県生駒市などでは先進的に進められています。

そこで質問ですが、県内の地域振興に貢献する職員の自主的な部活動を積極的に応援する仕組みの導入について、部活動という表現のよしあしはちょっと別にして、検討状況、今後の予定について、先日の村林議員とは重複しないように、私はその知事の思いをどのように具体的に形にするのかを

総務部長にお伺いしたいと思います。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） それでは、県内の地域振興に貢献する職員の自主的な活動を積極的に応援する仕組みの導入につきまして、現在の検討状況等につきましてお答えさせていただきたいと思います。

職員が庁外で地域活動等を行う制度といたしましては、これまでも現場インターン制度として地域の企業あるいはNPO、市町等におきまして職員が実践体験を行ってきたほか、勤務時間外における職員が行う公益的活動等の基準を周知させていただきまして、一定幅広く兼業の許可を行ってきたところでございます。

地方公務員におきましても、公務以外で活動することが期待されている中、県庁の職員が積極的に外へ飛び出すことで地域に貢献するほか、マルチな活動の場を広げることによって得られる学びを本来の職務遂行、あるいは行政サービスの向上につなげていく仕組みを考えていく必要がございます。

そこで、今年度中に改定予定であります三重県職員人づくり基本方針を踏まえまして、現行の兼業基準でございます営利企業従事の許可の対象となる活動例、これを具体的に示すなど許可基準の明確化を行うことと、職員も地域社会の1人として積極的に地域に出ていくことの推奨、あるいは具体的事例の紹介など、職員への周知を進めていくことを検討しております。

このことを通じまして、業務だけでなく、職員のやる気と知識、経験を生かしまして地域社会に飛び出し、地域振興に貢献する職員の自主的な活動を積極的に支援していきたいと考えているところでございます。

〔25番 津村 衛議員登壇〕

○25番（津村 衛） ありがとうございます。今年度中に策定予定の三重県職員人づくり基本方針の中で、様々な許可の基準の明確化などを行っていくということで御答弁をいただきました。

この副業ができる体制を実現するためには、先ほどのスマート改革によって業務の効率化、内向きの仕事の改善を行い、職員の満足度と仕事の質を高

めるということがやはり大前提になると思っております。

そのスマート改革ができてこそ副業という新たな挑戦、先ほど一定数、これまでも認めてきたというお話もありましたが、これからさらに県として取り組んでいくのであれば、やはりまずはスマート改革をしっかりとしていく、そしてその上で副業という新たな挑戦をしていくということで、そのことも含めてお願いをしたいと思えます。

ただ、副業という聞きなれない言葉、この取組は、その具体的な内容もそうだと思うんですが、県民にどれほど理解されるのか、また、受け入れられるのかは未知数だとまだ思いますし、何よりも県職員自身がどう臨むのかというあたりも丁寧に検討していく必要があろうかと思えます。

しかしながら、地域課題の解決に県の職員がこれまで以上に地域に、そして現場に足を運んでいただいて、一緒に汗をかく、そんな取組はこれまでとは違った県と県民との新たな関係性を築くことができると思いますし、その経験は必ず県政に生かすことができると私自身も考えております。

今後の取組にも期待しているところなんですが、やはり先ほども言いましたように、これまで以上に多くの方々に御協力と御理解をいただかなければいけないと思えますし、県民、議会へのより丁寧な説明が求められると思っております。

実際のところ、県内の各市町にも関係しますし、あるいは民間の企業の方々にも関係してくることだと思っておりますので、今後、検討状況や途中経過など、随時、議会への丁寧な説明が必要だと思うんですが、そのあたりだけ確認をさせてください。

○総務部長（紀平 勉） これから検討していく中、行財政改革取組も定時的に議会のほうへ御報告させていただくことになっておりますので、その中で一緒に説明する機会を設けていきたいと考えております。

〔25番 津村 衛議員登壇〕

○25番（津村 衛） ぜひともよろしくお願いをいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

新政みえの団体懇談会において、三重県看護協会から要望聞き取りと意見交換を行ったのですが、三重県看護協会からは、訪問看護師の人材育成に対する支援や看護師のセカンドキャリア人材の雇用、就業拡大への事業実施の支援などの御要望をいただきました。

その要望の一つに、看護職員に対する患者やその家族等からのハラスメント対策の推進を求めるという項目があり、県内の医療現場で看護職員が患者やその家族から受けているハラスメントの実態把握のための調査を行い、看護職員が安心して働くことができる実効性のある対策と、看護管理者を対象にハラスメント対応に必要な知識、情報を提供する研修会開催への財政的支援についての要望がございました。

2016年に実施した一般企業の職場でのパワーハラスメントに関する実態調査によりますと、過去3年間にパワーハラスメントを受けたことがあると回答した従業員の割合は32.5%であったのに対し、日本看護協会が2017年に実施した看護師に対する調査によりますと、過去1年間に暴力、ハラスメントを受けた経験がある看護師は52.8%であり、特に20代の看護師の離職理由の一つがハラスメント等によるメンタルヘルスによるものもあるとされており、これは決して看過できない状況であると思います。

県として、看護師不足を補うために確保対策など様々な取組を行っていますが、看護現場で安心して働くことができる環境づくりも重要な取組であると認識いたしております。

まずはハラスメントに対する県の認識、また、現場からの切実な声である医療現場でのハラスメントの対策を講じるためにも、まずは、看護師のハラスメント被害の実態調査を行うべきであると思いますが、県の見解をお願いいたします。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 看護師に対する患者等からのハラスメントに対する県の認識と、ハラスメントの実態調査についてお答えいたします。

看護師に対するハラスメントは、その人の人権を否定するだけでなく、離

職の原因ともなり、それが看護師不足につながることで患者に対する安全・安心な医療の提供が困難な状況となるおそれがあることから、しっかりと対策に取り組むべき課題であると認識をいたしております。

本県では、病院内での医療従事者に対する患者等からの暴力、暴言の実態等を把握することを目的として、平成25年度に県内の病院を対象に、院内暴力等に関するアンケート調査を行いました。

この調査において、職員に対する院内暴力、暴言などは1年間に433件あり、そのうちの6%の25件が警察への届出や弁護士への相談に至っています。

この調査で県に求める要望としては、研修会の実施が最も多かったことから、医療従事者を対象とした医療安全の研修会の開催などに取り組んでいるところであります。

あわせて、三重県医療勤務環境改善支援センターにおいて、ハラスメント対策に取り組む医療機関の管理者等からの相談に対応するなどの支援を行っております。

平成25年度の調査においては、病院職員に対する院内暴力のうち、けがをした職種の割合では、看護師が87.5%を占めており、三重県看護協会に委託している相談窓口において、ハラスメント被害を受けた看護師への相談についても対応しているところでございます。

一方、国においては、看護師に対するハラスメントの実態を把握するため、本年度、看護職等が受ける暴力・ハラスメントに対する実態調査を進めており、医療現場で活用可能な対応マニュアルの作成指針を検討することとされています。

この国における実態調査やマニュアルの作成指針を踏まえ、本県においても病院の看護師に対するハラスメント被害の実態を再度把握するため、今後、県内病院を対象にアンケート調査を実施していきたいと考えております。

以上です。

〔25番 津村 衛議員登壇〕

○25番（津村 衛） ありがとうございます。御答弁をいただきました。県と

してもこのハラスメントについては、しっかりと取り組むべき問題であるという御認識をいただいているということ、過去にも調査をしたことがある、そしてまた、今年度は国のほうも調査をしているということですが、県としても、再度、現状を把握するためにも調査をしていただくということで御答弁をいただいたかと思います。

先ほど部長からもお話しいただきましたように、ハラスメントは人の尊厳を傷つける行為でありまして、相手を不快にさせるだけではなく、健康被害あるいは退職を余儀なくされたり、あるいは自殺に追い込まれるぐらいの深刻なケースもございますので、ハラスメント防止に対しては社会全体が共有すべきであると思っております。

私自身もそうなのですが、新政みえビジョン2019の中にも、全てのハラスメント防止に向け、取組を一層強化するという項目がありまして、この問題にはしっかりと取り組まなければいけないと思っておりますが、先ほど御答弁いただきましたように、実態把握のアンケートをとっていただくということは大変ありがたく、感謝しております。

しかし、調査となりますと、回収率が高いほうがより詳細な状況が把握できるのは当然なのですが、それだけに集計や分析は大変だと思っております。ですので、できるだけ多くの方々に調査に協力いただけるように、その対象であったり、手法であったり、内容についてもしっかりと検討いただきたいと思います。

さらには、回収率も重要なのですが、一方、違う見方をすれば、調査を行うだけでも現在ハラスメントに悩まされている現場の看護師が、そのアンケート内容を読んで、今自分が受けているのはハラスメントなんだ、パワハラなんだ、あっ、これはセクハラなんだとハラスメントを認識し、自分自身が立ち向かったり、あるいは1人で悩まずに相談できるきっかけになるとも言われております。ですので、調査を行うだけでも効果があるというふうに言われておりますので、しっかりとお願いしたいと思います。

もう一つなのですが、以前に県としても調査していただいた後に、いわゆ

る研修会等を要望されたということでもいろいろと取組もいただいておりますが、今回もさらに調査をしていただきたいという声が上がったということは、それだけやっぱり現場が疲弊もしてきているし、多くのハラスメントの声が出てきているということだと思っております。

ですので、調査をして、分析して結果が出るまで一定の期間が必要になると思いますので、その期間も県としてやれるべきこともあるのではないかなと思いますので、現場に合った形での様々な取組を同時進行でお願いしたいと思います。

また、ハラスメントの対策の一つとして、医療の現場において、医療事故が発生した場合や患者と医療者側が意見の食い違いを起こした際に仲介役を担い、双方の意見を聞いた上で状況を解決に導くために仲介する医療メディエーターの配置や、看護師や管理職など誰もが気軽に相談ができる窓口が効果的であるというふうに言われておりますが、そのあたりにつきましても県の認識をお願いしたいと思います。

○医療保健部長（福井敏人） 医療メディエーターの配置や相談窓口の設置についてであります。

勤務環境改善や医療安全対策の面からも、看護師が患者等から受けたハラスメントに対して医療機関が組織的に対応するための体制づくりというのは重要であると考えております。

平成27年度に本県が創設いたしました女性が働きやすい医療機関認証制度においては、ハラスメント対策を職場環境づくりの重要な項目として位置づけまして、医療機関における相談窓口の設置など、組織的な体制づくりについて推進しているところであります。

また、医療安全対策の観点から、御紹介ございました患者と医療従事者双方の意見を聞いて対話を促し、問題解決に導く仲介役である医療メディエーターと呼ばれる医療対話推進者の配置の必要性が高まっております。

医療メディエーター等の配置には、診療報酬制度上の加算措置があります。本県では、現在、33病院に配置がなされており、年々増加しております。

県では引き続き、勤務環境改善や医療安全対策の取組を進めることにより、看護師の方々が安心して働くことのできる職場環境づくりを推進していきたいと考えております。

〔25番 津村 衛議員登壇〕

○25番（津村 衛） ありがとうございます。医療メディエーターを設置した病院からは、看護師がクレーム対応の時間が短縮されて、その分、患者と向き合える時間が増えたというような声もございますので、今後、さらに増えてくると思いますので、また、県としてもその支援についての御検討もお願いしたいと思います。

また、相談窓口についてもいろいろと御要望があります。実際に、現時点で職場の上司であったり、病院の関係者の方が様々なハラスメント等相談窓口も行っているかと思うんですが、先ほどの調査をしていただいた結果、ハラスメント被害は、加害者として患者や患者の家族だけじゃなくて、やはり同じ職場の方々からということもあろうかと思えます。そうなりますと、同じ病院の中にそういう相談窓口があっても、やはりその方々に相談しにくいという内容もあろうかなと思えます。

ですので、県といたしましては、例えば定期的に相談窓口として移動して聞く場所とか、そういう柔軟に相談できる、そして安心して働き続けることができる職場づくりに向けて取組を行っていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

次の質問に入らせていただきます。

人生100年時代を迎える中、全ての人が健康で生きがいを持って生活できる社会を実現することは大変重要であり、このためには生きがいづくりも含め、生涯を通じてのスポーツに親しむことは大変有効であると考えます。

本年3月に策定された第2次三重県スポーツ推進計画の知事のメッセージにあるスポーツを通じた県民力を結集した元気な三重づくりには私も賛同いたしますし、三重とこわか国体・三重とこわか大会を一過性のものにするのではなく、三重県スポーツ推進条例に基づいて継続したスポーツ振興の取組

が必要であると思います。

第2次三重県スポーツ推進計画の内容を見ますと、次世代育成のための取組、子どもたちの体力の向上、現役選手の競技力の向上、障がい者スポーツへの取組などには力を入れていただいておりますが、全体的なバランスを考えますと、運動やスポーツに取り組む機会が少ない30歳から40歳代のビジネスパーソンと言われるミドルエージ世代、あるいはシニア、シルバー、高齢者の方々、それぞれの世代に合わせた取組が少し弱いように感じます。

学生時代はスポーツに取り組む機会も多いですが、社会人になり、運動習慣が途絶える方も増え、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の施策242の県民指標、成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率を見ますと、やはり30歳から40歳代の運動実施率が低くなっています。

このことから、まずは30歳から40歳代のミドルエージ世代の運動、スポーツ実施率を高めることは全体の底上げにもつながり、生涯を通して運動に親しむ習慣づくりにもなると思います。さらには、生活習慣病予防など健康面においても様々なメリットも考えられます。

今後、ミドルエージ世代の運動、スポーツ実施率の向上に向けて、どのように取り組むのかをお聞かせください。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） 働く世代の運動、スポーツ習慣づくりについて、その実施率の向上をどう取り組むかという御質問にお答え申し上げます。

本県では、平成27年に三重県スポーツ推進条例を制定し、スポーツによる元気な三重づくりを進めており、この条例の行動計画である第2次三重県スポーツ推進計画では、地域におけるスポーツ活動の推進施策の中で、県民の皆さんが運動、スポーツに親しむ機会の創出や拡大、ライフステージに応じた運動、スポーツによる健康づくりなどに取り組むこととしています。

次期行動計画におきましても、成人の週1回以上の運動、スポーツの実施率を目標としまして、令和3年度までに65%に設定しているところではあり

ますが、先ほど議員の御紹介にもありましたように、平成30年度の実績は52.8%と現時点では目標と大きな開きがある状況にとどまっています。

その主な要因としまして、これも議員からも御説明いただきましたが、平成30年に県で行いました調査結果によりますと、特に男女とも30歳から40歳代の仕事や育児、家事等が忙しい働く世代の実施率が低いことが挙げられ、これら世代の実施率の底上げが課題となっています。

このため、働く世代がそれぞれのライフスタイルに合わせて運動、スポーツに取り組むことができますよう、県では、本年度に包括協定先であります生命保険会社に30歳から40歳代の年齢層を中心に、スポーツ推進月間のチラシの配布を協力いただくとともに、スーパーマーケット、鉄道会社、文化施設等に協力を呼びかけ、これらの施設で新たにチラシを配架いただくなど、働く世代に対して重点的に普及啓発を実施しています。

また、仕事や家事等の合間にもできる家でのストレッチや階段の積極的な利用など、手軽に始められる健康習慣も運動の一つであることを意識づけていただきますよう、医療保健部とも連携し、三重とこわか健康マイレージ事業や三重とこわか県民健康会議におきまして、運動、スポーツの習慣づくりに向けた取組を進めているところです。

さらに、より多くの県民の皆さんが運動、スポーツに親しむための機会として、みえのスポーツフェスティバルやスポーツ推進月間における啓発イベントの開催、総合型地域スポーツクラブの育成支援に取り組んでいるところです。

県としましては、今後も引き続き、民間企業や関係部局と連携しながら普及啓発等の取組を進めるとともに、スポーツ庁の世論調査に加え、現在、県で行っております県民アンケート調査の結果を活用し、スポーツをしない、できない原因のより詳細な調査分析を進めることで、働く世代に対してより効果的な取組を引き続き検討していきたいと考えております。

〔25番 津村 衛議員登壇〕

○25番（津村 衛） ありがとうございます。今回、スポーツを取り上げさせ

ていただいたんですが、スポーツというのは生きがいつくりであつたり健康づくりとかという見方だけじゃなくて、常に私が意識しておるのは、実は防災のことも関係がございます。

いざ災害が起こったときに、自分で避難できる自助のための体力づくり、健康づくりというのも非常に重要であると思っておりますので、やはり実施率を見てみましても、10歳代、20歳代の方の実施率は高く、30歳代、40歳代からずっと下がって、また60歳代、70歳代になると様々な地域の活動に触れることによって実施率は高くなってはきているんですが、やはりこの非常に低い30歳から40歳、このあたりからしっかりとスポーツをする、運動をするということを意識づけることによって、やはり最終的には人生100年と言われている中で、年齢を重ねられてもいざというときに自分の足で、自分でしっかりと避難することができる体力があるのではないかと、そして、それが備わっている方は、自分の命だけではなくて、家族であつたり御近所、周りの方々の避難のサポートにも回ることができますので、そういう意味においては、いろんな意味でエージレスなスポーツあるいは運動にかかわっていくことが非常に大事なということで、今回質問をさせていただいております。

ちょっと時間の関係もございまして、シニア・シルバー世代の健康づくり・生きがいつくりについてもお伺いをいたします。

地域の老人クラブのグラウンドゴルフ大会とかに出席をさせていただいておりますと、やはり生きがいつくり、仲間づくり、健康づくり、地域コミュニティづくり、また先ほども言いましたけど、いざというときの災害時に避難する自らの命を守るための体力づくりにもつながっているということを改めて実感いたします。

そこで、特にシニア・シルバー世代の健康づくり・生きがいつくりに向けて、高齢者福祉の観点から今後どのように取り組むのかをお聞かせください。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） シニア・シルバー世代の健康づくり・生きがい

づくりについて御答弁申し上げます。

みえ高齢者元気・かがやきプランにおいては、高齢者が活躍する支え合いのまちづくりを重要な柱の一つに位置づけており、高齢者の方々が健康で生きがいを持って過ごせるよう取組を推進しているところであります。

県では、高齢者がスポーツや芸術を通じて心身ともに生き生きと輝きながら生活できるよう、全国健康福祉祭、ねんりんピックへの選手の派遣、文化作品の展覧を行っており、今年度も139名の選手団を和歌山大会に派遣いたしました。

また、平成30年度から開始した三重とこわか健康マイレージ事業においては、県民の皆さんの主体的な健康づくりの取組を企業、関係機関・団体、市町と連携し、社会全体で推進しているところです。

特に、高齢者を対象とした取組につきましては、介護予防教室を市町の健康マイレージの取組メニューとするなど、高齢者の健康づくりや介護予防に取り組んでいます。

さらに、三重県初の取組として、介護助手を推進しています。これは、元気な高齢者の方々が住みなれた地域の中で就労先を確保しつつ、御自身の介護予防にもつながるという取組であり、これまで県内の介護老人保健施設など44施設において実施されております。

介護助手の方々からは、人生に張り合いができた、やりがいを持った、働くことで元気をもらえたなどの声を聞いております。

県としては、こうした事業などを通じて高齢者の方々が健康で生きがいを持って生活できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔25番 津村 衛議員登壇〕

○25番（津村 衛） ありがとうございます。様々な取組をいただいていること、そしてまた、今答弁でもございました、ねんりんピックへもこれまで派遣していただいたということで御紹介をいただきました。

私も、このねんりんピックについて、いろいろと調べさせていただきました。現在、このねんりんピックというのは、第1回の兵庫大会を皮切りに、

現在32回開催しております。実は第36回大会まで開催地が既に決定していません。

しかしながら、過去、三重県でこのねんりんピックが開催されたことはないというふうにお伺いをしております。このねんりんピックは年々参加者も増えておりまして、昨年は延べ55万人の方々がこのねんりんピックに参加されたというふうになっております。

さらには、この大会は60歳以上の方々を中心とした大会ではあるんですが、子どもフェスティバルなどあらゆる世代の人たちが楽しめる祭典となっております。

昨年の富山のねんりんピックでは、経済波及効果は110億円あったというふうに表示されており、年々、この経済効果も上昇しております。

ねんりんピックですので、選手や応援者は年配の方が多く、財布のひもも非常に緩くなっていただけるようでして、開催地のお土産店では、年末年始やゴールデンウイーク並みの大盛況で、さらには、観光地にも立ち寄っていただけるということで、いろんな意味で開催するメリットがあるのかなと思っております。

ぜひこの三重県でも開催に向けて前向きに御検討いただきたいのですが、健康寿命全国トップクラスを目指す三重県として、このねんりんピックの県内開催に向けての考え方をお聞かせください。

○医療保健部長（福井敏人） ねんりんピックは、長寿社会を健やかで明るいものとするために、昭和63年度から国と共催で都道府県が持ち回りで開催をしております。今年度は和歌山県で第32回大会が開催されたところであります。

国によりますと、議員からも御紹介がございましたが、今後の開催地は令和5年度の第36回大会まで決まっております、開催が決まっていないのは本県を含め11都県となっておりますが、開催については市町との調整が不可欠でございます。このため、今後、市町と議論をしていきたいと考えております。

〔25番 津村 衛議員登壇〕

○25番（津村 衛） ありがとうございます。確かに県だけで決めれることではないと思いますので、しっかりと市町と連携しながら、検討しながら今後議論を進めていただきたいと思います。やはり三重とこわか国体・三重とこわか大会が終わった後、これも一つのスポーツの祭典として、三重県にとっても非常にいい意味での国体を次につなげていくような取組になるのではないかなと思いますので、ぜひとも前向きに御検討いただきたいと思います。

それでは、最後の質問に移させていただきます。

四つ目の質問でございます。三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例案について質問をいたします。

この条例案は今議会に上程をされていますので、本来であれば、一般質問ではなく議案質疑で行うべきであるとは思いますが、地元に関係する非常に重要な案件であること、また、これまで条例制定を求めてきたうちの1人として質問をさせていただきたいと思いますので、どうか御理解をいただきますようお願いいたします。

去る11月26日、中嶋議長と北川副議長が紀北町内に積み上げられた建設残土の現場を御視察されました。

中嶋議長からは、住民の不安を払拭する観点から県の残土条例を精査し、制定後にしっかり監視できる体制も議論したいとのコメントを公表されました。お忙しい中、現場に足を運んでいただきましたことに心から感謝をいたします。

さて、今回提案されている三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例案ですが、3000平米以上、高さ1メートル以上の開発行為を許可制にすることや、土砂等の埋め立て等を行う者と土砂等を発生させる者の責務、周辺住民への説明会、土地所有者の義務、そして罰則などの規定が盛り込まれています。

他の自治体の条例を参考に、無秩序な建設残土の積み上げ行為を規制する積極的な条例案を提案いただいたこと、さらには、中間案では、来年4月の

条例施行から1年間の経過措置がありましたが、少しでも早く条例の効力を発揮させるために経過措置は公布後1年間とし、数カ月ではありますが、経過措置期間を短くするなど地元住民の立場に立った対応をいただいたことに重ねて感謝をいたします。

私自身、この条例の最終的な賛否も判断するに当たり、何点か疑問に思うこと、不安に思うこと、確認しておく必要があるものについて質問をさせていただきます。

一つ目は、条例に、周辺住民への説明会や周辺住民の理解を得るよう努めるとありますが、この周辺住民とはどの範囲なのか。町中に土砂を埋め立てる計画であれば周辺住民の範囲がイメージしやすいのですが、周辺に民家が一軒もないような山の中で土砂の埋め立て等を計画するとき、周辺に住民がいないときは、説明会や理解を得る必要はないのでしょうか。

二つ目は、これまで搬入された県外からの残土は、尾鷲市や紀北町の港から市内、町内に搬入されていましたが、他県の港で水揚げされた土砂が三重県内に搬入された場合、この条例が適用され、その効力が発揮できるのかどうか。

三つ目は、第36条にある市町の条例との調整についてですが、市町の条例が県の条例と同等以上の効果が得られると知事が認めるときは、規則で定めて適用除外するとありますが、規則を定めるに当たり、県条例と同等以上の効果をどのように判断するのか。

四つ目は、この条例の見直しについてです。様々な条例や計画には、3年や5年で見直すものや状況の変化、あるいは知事が認めたときなどに見直すとされるものもありますが、この条例についてはございません。今後の状況の変化などに適切に対応するためにも見直し条項は必要であると考えますが、いかがでしょうか。

以上、四つについてお伺いをいたします。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 三重県土砂等の埋立て等の規則に関する条例

案の規定内容につきまして、4点御質問いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、1点目の周辺住民の範囲についてでございます。

埋め立て等区域の周辺にお住まいの皆様のご不安を払拭するため、条例案に周辺地域の住民への周知の規定を設けております。

申請予定者は許可申請に先立って、搬入計画や災害の防止等の申請内容について周辺地域の住民を対象とした説明会を開催すること、また、地域の住民は事業者に対し意見書を提出することができることとしております。

周知の範囲につきましては自治会単位を基本とし、土砂等の崩落等による災害や有害物質の混入等による生活環境への影響が及ぶことが想定される範囲としており、地域の実情もございますので、県は説明会の開催前に関係市町に意見を伺い、決定することとしております。

2点目の他県の港湾を経由して搬入される土砂への対応でございます。

条例案では、陸路あるいは港湾経由など搬入経路にかかわらず、一定規模以上の埋め立て等の行為を許可制としております。

また、許可を受けた者が土砂等を搬入しようとするときは、県内外を問わず、その発生場所や汚染のおそれのないことを確認し、その結果を事前に知事へ報告することになっております。

なお、県は必要に応じて、県外を含めた発生場所等の現地確認により環境安全性を確保することで、実効性のある条例運用に努めてまいりたいと考えております。

3点目の市町の条例との調整でございます。

条例案では、土砂等の崩落等による災害の防止及び周辺地域の生活環境の保全を図るため、県内一律の規制を行う許可基準や適用規模等を定めております。

しかし、県条例と同等以上の効果を市町が条例で定めているときは、それぞれの適用範囲を明確にするため、市町との調整を図ることとしております。

県条例と同等以上の効果の判断としては、市町の条例の目的及び規制内容

とあわせて当該市町の意向を確認し、判断することとしております。

4点目の見直し条項でございます。

一般に、法令制定時に積み残した課題がある場合や、将来、状況の変化が予想されるような場合には、一定期間経過後、条例の内容について見直し、いわゆる見直し条項が規定されることがございます。

本条例案では、見直し条項の規定は設けておりませんが、条例を運用していく中で、必要に応じて見直しを検討することとしております。

以上でございます。

[25番 津村 衛議員登壇]

○25番（津村 衛） ありがとうございます。4点について御答弁をいただきました。

2点目の、いわゆる県外からの持ち込みについて、あと、4点目、必要に応じて見直しを行うということで、2点目と4点目については理解をさせていただきました。

ただ、1点目、再度確認をさせていただきたいんですが、あくまでも自治会単位を考えているという話で、地域の周辺の環境も考えながら、関係する市町に意見を伺うということでしたので、そういった場合には、市町に意見だけ聞けば、住民説明会は開かなくてもいいということになるのでしょうか。そのあたり、御確認をさせてください。

○環境生活部長（井戸畑真之） まず、周辺範囲というのは、あくまでこの土砂等の埋め立て等に係るいろんな影響を及ぼす地域ということでございますので、必ずしも隣接地ではございません。

ただ、どの範囲に影響を及ぼすかにつきまして、やはり地域の実情を一番よく知っている市町の意見を聞いた上で、県が判断するという考え方でおります。

以上でございます。

[25番 津村 衛議員登壇]

○25番（津村 衛） わかりました。じゃ、仮に山の中でそういう埋め立てが

行われようとした場合、そこの環境、影響があるであろう、例えば山の上であれば、その谷のずっと下流のほうにも影響があることが懸念されるのであれば、そこも含めて市町の意見を聞いて、住民説明会をするようにするということだというふうに理解させていただきました。

3点目、適用除外についてなんですが、これについても市町との調整行って、市町の意見を確認した上で、適用除外をするかどうかを決めるということなんですが、適用除外するかどうかというあたりを決定してからではなくて、今こういうことで適用除外にするかどうかの協議をしていますという途中経過での議会への説明はあるのでしょうか。

○**環境生活部長（井戸畑真之）** 県内では、既に伊賀市と紀北町が条例を制定されておりまして、今現在、尾鷲市が条例の審議中というふうに伺っております。

3市町とも、県の条例案と同等の目的の条例というふうに考えられますので、既に個別に調整には入っておるといふようなところでございます。

以上でございます。

[25番 津村 衛議員登壇]

○**25番（津村 衛）** 今御答弁いただいて、その三つの条例が県の条例と同等と考えるみたいな話があったんですが、例えば尾鷲市であれば、県の条例は3000平米以上になりますが、尾鷲市の条例は3000平米以下を規制しようというふうにしていると思うんですが、そのあたりで同等というふうにとれるのでしょうか。

○**環境生活部長（井戸畑真之）** もし尾鷲市の条例が3000平米未満ということで、それぞれが違うものを対象とするのであれば、それぞれの条例で規制することになると思いますが、例えば尾鷲市の条例が、1000平米以上のものを全て対象としている場合であれば、3000平米以上のものについては県が規制するのか、それとも市で規制してもらうのか、そういった調整が必要になるということで、そのところをどうするかは市町の御意見を尊重した形で決めてまいりたいと、そういう考え方でおります。

以上でございます。

〔25番 津村 衛議員登壇〕

○25番（津村 衛） わかりました。ありがとうございます。ぜひともしっかりとした調整をお願いしたいと思います。

この条例案が可決され、施行されることになりましたら、今後、県外からの建設土砂が無秩序に積み上げられることはなく、条例規定に沿った健全な事業が行われると思いますし、地域住民の方々にとっては不安が解消されると信じています。

私も、これまで様々な要望、意見を言わせていただきましたが、知事の英断で条例制定にかじを切っていただいたことは本当に感謝しております。

しかし、さらに、もう一つつけ加えさせていただくなら、この条例の趣旨に反し、罰則に値する業者が出てきたとき、あるいは疑いがある業者に対して、現場で直接その業者と対峙するのは、知事でも議員でもなく、担当の職員です。

条例に違反してまで土砂を搬入しようとする業者ですから一筋縄ではいかないと思いますし、県民のためだからと頭では理解していても、職員の精神的、肉体的な負担ははかり知れないものがあると思います。

さらには、条例の趣旨に沿って適切に事業が行われているのかを監視するための体制の強化も必要不可欠であると思います。

この条例が県民のためにしっかりとした効力を発揮できるよう、予算も含めて組織の体制強化をお願いしたいと思いますが、最後に、改めての知事の思いなどを聞かせてください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 条例の効果を発揮するための実施体制の強化等について答弁をいたします。

条例の効果を最大限発揮させるためには、事業者に対する事前指導、許可の可否に係る審査及び現場での監視、指導を的確に遂行できる体制が必要です。

そのため、環境生活部、農林水産部、県土整備部の3部の連携のもと、事業者に対する事前指導や調整は地域機関で実施し、許可の可否に係る審査は本庁で行い、いわば本庁と地域機関が一体となって対応することとしています。

また、条例を的確に運用するためには監視、指導が特に重要であることから、産業廃棄物の監視、指導におけるノウハウと機動力を活用した実効性を確保できる体制に強化していけるよう検討を既に進めております。

また、条例を制定している市町とは、初期の段階から情報交換や必要な助言をするなど緊密に連携し、一体となって実効性ある体制としてまいりたいと考えております。

こうした実効性ある体制を構築することにより本条例を的確に運用し、土砂等の崩落等による災害の未然防止と生活環境の保全を図り、県民の皆さんの不安の払拭と安全で安心な暮らしを確保できるよう、しっかり取り組んでまいります。

[25番 津村 衛議員登壇]

○25番（津村 衛） 御答弁ありがとうございました。

最後に、県民のために現場で対応していただく職員の方々に心からお願いとエールを申し上げて、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（北川裕之） 41番 三谷哲央議員。

[41番 三谷哲央議員登壇・拍手]

○41番（三谷哲央） 新政みえ所属、桑名市・桑名郡選出の三谷哲央でございます。この11月定例会議の一般質問、奥野議員から始まりまして、私で最後でございます。もうしばらくお疲れとは思いますが、おつき合いいただきたいなと思っています。

実は、一般質問初日、29日の奥野議員の一般質問を聞きましてびっくりしたのは、私が予定しておりました五つの項目のうち、三つ重なっておりました。性格が相当違うと思うんですけども、どっちがいいとか悪いとか、こ

ここで議論するつもりはありませんが、三つも重なっていることにかなりショックを受けまして、心を入れ直して、もう一度つくり直して持ってきましたので、よろしく御答弁のほど、お願い申し上げたいと思います。

まず、三重とこわか国体・三重とこわか大会について少しお伺いをしたいと思います。

今までこの議会で国体・大会、いろいろ議論がございましたが、例えば天皇杯、どうするの、皇后杯、どうするの、前のときの国体での順位はこうだったけど、今度はこういう順位に上がったよという議論がどちらかといえば中心だったのかなと思うんですが、今回は少し趣を異にしまして、SDG sの観点から国体を少し論じてみたいなと思っております。

いよいよ2020年に東京オリパラが開催されます。マラソン、競歩の会場等、少し混乱はありましたが、それらを乗り越えて開催の運びになりまして、ぜひ立派に成功していただきたいなと思っております。

いろいろ問題があった東京オリパラですが、東京2020大会ビジョンで、スポーツには世界と未来を変える力があると明確にうたっているように、その目指すところはまさにSDG sの考え方と一致しておりますし、SDG sに伝えようと努力されております。

例えば持続可能性に関する取組といたしまして、都市鉱山からのメダル作成だとか、廃棄プラスチックを再利用した表彰台、仮設施設で使用した木材の再利用、避難住宅の資材を再利用した聖火リレーのトーチ、廃棄ペットボトルを再利用したユニホーム、調達コードに基づく資材の調達だとか、水素エネルギーの積極的利用、また、リサイクル鋼の使用等、いろいろ挙げておられます。

また、紆余曲折ございました新国立競技場ですが、ここでもSDG sに積極的に対応しようということで、自然の力を利用して低環境負荷に努力するとか、LED、太陽光発電を利用した大スクリーンの設置とか、雨水、井戸水を活用するとか、また、障がいのある方だけではなく、高齢者、乳幼児に対応するユニバーサルデザインを活用する、また、8万人を一時的に収容で

きるような避難所としての機能を持たせるなど、地域防災力の向上、いろいろなコンセプトの中で進められているということです。

競技施設ということになりますと、少し有名な話なのですが、アメリカのニューヨーク・ヤンキースのヤンキースタジアム、ここではSDGsに対応するために施設が出す温室効果ガス排出分は寄附しますよというようなことだとか、スタジアムから出てまいります廃棄物の85%はコンポスト化だとか、再利用で埋め立ては行わないというようなことをやっておられるということでもあります。

そこで、今回の三重とこわか国体・三重とこわか大会の関連施設及びそれに附帯する様々な取組の中で、SDGsの観点からどういうふうに対応しているのか、進めていこうとしているのか、この点をまずお伺いしたいと思います。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） SDGsの観点から、国体の施設整備などについてどう取り組んでおられるのかという御質問についてお答え申し上げます。

三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けましては、国体開催基本方針や競技施設整備基本方針などにおいて、競技施設は原則として既存施設を活用すること、整備を行う場合は真に必要な施設に限定するとともに、ユニバーサルデザインに対応し、自然、環境、景観に十分配慮することなど、施設整備では慎重かつ十分な配慮がなされるべき旨を明記しています。

また、同様に、競技用具整備基本方針等の中でも、競技用具は、県や市町等が現有するものをできる限り活用すること、不足する場合は借用すること、特に大会後の利用が困難なものはできる限り借用することなどと記載しており、用具等物品におきましても、後利用がないものなどについて安易な購入を控えるようにしているところです。

このような方針に基づき、例えば三重交通Gスポーツの杜伊勢の陸上競技場につきましては、国体の施設基準に適合しないということもありまして、

大規模改修を余儀なくされたものではありませんが、改修に当たりましては、伊勢志摩サミットの国際メディアセンターで使われました木材や天井仕上げの石材の再利用を行っておりまして、そのほかにも、エントランスホール天井仕上げへの県産材の利用、照明のLED化、井戸水のトイレ洗浄や屋外散水への活用、車椅子用観客席や授乳室の設置など、環境やユニバーサルデザインへの配慮を行いながら整備を行ってきたところです。

また、全国障害者スポーツ大会では初の試みとなりますが、廃棄物対策局と連携し、使用済み携帯電話等から回収しました金属の活用によって、三重とこわか大会のメダルを作成することにつきまして検討を今行っているところです。

このように、できる限り資源の有効活用を図るなど、持続可能性等に配慮した取組に努めているところですが、今後の開閉会式や各協議会等の開催準備を行うに当たりまして、できる限り既存施設を現有のまま活用し、施設の設備改修等を極力控えるとともに、物品調達に当たりまして、その物品を再利用可能なものとするよう努めるなど、引き続き持続可能性に配慮した取組を進めていきたいと思っております。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） 施設とか物品等のお話でしたが、例えば全国からたくさんの方々の選手の方々が来られて食事をされたりするわけですね。

東京オリパラに向けては、三重県も農産物の、例えばGAPだとか、HACCPの推進で、こういう食品を使ってくださいということで売り込んでいるわけですが、三重県で行われる国体の選手に対しての食事の提供等にはそういう配慮はないわけですか。

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） 議員に御紹介いただきましたように、確かに農林水産部が行っておりますGAP認証の取組につきましては、ただいま、みえ勝ち飯プロジェクトにおきまして、三重県産のGAP認証を取得した食材のPRなども行っていただいております。

三重県産材の食材としましては、県内外からの多くの選手にPRするチャ

ンスでもありますので、おっしゃった弁当の部分につきましては、農林水産部と連携しながら、よりよくそういった食品の発信もあわせて行ってきたいと思っています。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） ぜひそういう調達行動等も積極的に利用していただいて、推進していただきたいなと思います。

次の項に移らせてもらいます。

スポーツを通じた社会課題への取組についてお伺いさせていただきたいと思います。

先ほど東京オリパラの持続可能性に関する取組について御紹介させていただきましたが、御承知のとおり、スポーツという世界は様々な力、可能性を持っております。

既にSDGsと同じベクトル、方向性で、我が国ではスポーツを通じて多くの社会課題への取組を進めてきているのは御案内のとおりであります。

例えば平和構築の取組として、ボスニア・ヘルツェゴビナなどで紛争地域の子どもたちに対するサッカー教室の開催、また、次世代育成、生涯にわたる健康増進の取組として、東アフリカの馬拉ウイ共和国など、体育授業のない国での日本の運動会の開催、共生社会への取組として、ラオスなどで地雷で手足が不自由になった人たちを対象に車椅子バスケットの実施など、余り派手さはありませんけれども、非常に地道な取組を着実に進めておられました。国際社会でも大きな評価をいただいているということです。

そこで、これらの点を踏まえまして、我が三重県では、三重とこわか国体・三重とこわか大会を通じてSDGsの観点から、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために、健康、教育、共生、ジェンダー、平和などの社会課題にどう取り組んでいくのか、この点をお伺いしたいと思います。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） SDGsに

掲げる社会課題の解決に向けて、三重とこわか国体・三重とこわか大会ではどう取り組むのかという御質問のお答えです。

国体、全国障害者スポーツ大会といった大規模スポーツ大会の開催は、これにかかわる人々に夢と感動や郷土の一体感、ともに大会を支え合っているという温かいきずな意識、一つの目標に向かおうとしている心強い連帯感を与えるのではないかと考えています。

こうしたきずな意識や連帯感が生まれることで、両大会にかかわった人の心の中には、自分は決してひとりじゃない、みんなに支えられ、守られ、寄り添われて生きていくんだと、また、自分もみんなを助け、支え、励ましていくんだという思いが芽生えてくるのではないのでしょうか。

このように、両大会の開催が人を孤立化させない方向に働きかけることで、社会の課題解決に向かうこともまた可能ではないかと考えています。

例えば両大会を契機に施設整備が進み、そこでイベントが開催されたり、デモンストレーションスポーツのような大会が開催されることで、みんなで一緒にスポーツに親しむきっかけがどんどん増えていき、スポーツによる健康づくりと仲間づくりが進むことで、誰もが心身ともに健康に暮らすことのできる社会の実現につながると思います。

また、両大会に参加いただくボランティアとして、多くの県民の皆さんが障がい者のコミュニケーション支援、手話通訳や移動支援などにかかわっていただくことで、障がい者の社会参加が進むとともに、県民の皆さんの障がいへの関心、理解が深まり、かつみんなで支え合う機運が生まれることで持続可能なまちづくりにもつながっていくことと思います。

これらは、例えば17のSDGsのゴールのうち、3番目のすべての人に健康と福祉を、それから11番目、住み続けられるまちづくりをにそれぞれ資するものではないかと考えます。

また、両大会は、県や市町といった行政だけで開催、運営できるものではありません。例えば資金面や選手獲得におきましては、企業等からの寄附や協賛、就職支援をいただいておりますし、また、競技会運営は、競技団体が

主体となりつつも、県内外から多くの役員、あるいは県内から多くの高校生などの競技会補助員の参加によって成り立つものであります。

さらに、開閉会式や各競技会におきましては、数千人規模の県民の皆さんによるボランティアなくして運営できるものではありません。

両大会は、このように市町、競技団体、児童・生徒、ボランティア、民間企業といった実に多種多様な主体に様々な形で支えられ、運営されてくるものです。

両大会の成功は、こうした多くの関係者が緊密かつ強力で連携し、一体となって取り組むことでなし遂げられるものであって、SDG sのゴール17、パートナーシップで目標を達成しようということを最も理想的な形で体现できるものではないでしょうか。

今後も、県民力を結集した元気な三重の創造という目標達成に向けまして、あらゆる主体と連携し、SDG sに掲げる社会的課題の解決にも寄与できましよう、両大会の準備に取り組んでまいります。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

〇41番（三谷哲央） 済みません。質問が少し抽象的で、御答弁を書かれるのもなかなか御苦労があったのではないかなという率直な感想は抱かせていただきました。

あと、これの具体的な議論は、またこれから進めていきたいなと思っておりますが、国体の今までの議論とは違って、やはりSDG sの価値観、方向性ときちっと結びついていくというところで、今後も進めていただければ非常にありがたいと思っております。

最後としまして、この社会的意義についてお伺いさせていただきたいと思えます。

これも非常に有名な話なんですけど、ニューヨークシティマラソン、毎年約3万人の参加者で、大変なことのようなんですけど、もともとは、がんで苦しんでいる人たちを少しでも励まそうということでスタートしたマラソンというわけで、最初は、がんの患者さんと一緒に走ったのは300人だということ

なんです。ね。

しかし、その数がどんどん増えていって、がんがある限りは、がんで苦しんでいる人たちがいる限りは、がん患者を応援する人たちがいる限りはこの大会はどんどん毎年大きくなっていきますよということで、どんどん参加者が増えてきている、そういうことでスタートしていますから、制限時間がないんですよ。1人でも多くの方、できれば全員がゴールに入ってもらいたいということで、翌日ゴールインしても構わないよという趣旨でずっとやられているということです。

まさにスポーツの持つ力というのはこういうところにあるのかなど。物質的な支援とか医療的な支援も非常に大切ですが、スポーツに参加される方々、とりわけ鍛え抜かれたアスリートの姿から生きる力、また生き抜く力が発信されて、それが患者さんに力を与えて、勇気を与える、こういうことにつながってくるんだろうと思っています。

先月、東京でマラソンの有森裕子さんの話を聞く機会がありました。彼女はカンボジアでハーフマラソンをやっておられるんですが、最初、カンボジアに行ったときは、子どもたちも全く関心を示さずに、スポーツをすること自体の感覚がなかった。しかし、このマラソンに少しずつ参加して行くことによって、スポーツをすることの喜びがわかるようになり、子どもたちの表情が変わってくると、国の対応も変わってきた。

つまり、スポーツは子どもたちの表情も変え、国の表情も変えていく、その力を持っているんだというお話をされていました。スポーツは同じスタートラインから同じゴールを目指す、年齢、プロ、アマ、男女の違いを乗り越えて行われるのがスポーツだというお話もありました。

改めて、三重とこわか国体・三重とこわか大会のSDGsから見た社会的意義を知事にお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 三重とこわか国体・三重とこわか大会をはじめ、スポーツの社会的意義をどう捉え、スポーツの力でどのように社会課題を解決して

いくのかについて、答弁いたします。

従来、スポーツの意義や価値は、体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に資するという側面がクローズアップされることが多かったと思います。

そのような中、本県では、平成27年3月にスポーツ推進条例を制定し、その前文で、スポーツは人生を豊かにし、私たちに幸福を実感させるものである、また、スポーツは家族のつながりを強くするとともに、スポーツが促進する人及び地域の交流は地域社会の一体感をもたらし、地域の活性化、産業の振興等に貢献するものであるとうたったところです。

また、国においては、平成29年3月、第2期スポーツ基本計画で、スポーツを通じて人々がつながり、スポーツの価値を共有することができ、人々の意識や行動が変わる、これらが大きな力となって社会の課題解決につながるとされました。

スポーツが果たすべき意義や役割が今や大きく変容し、これまでになく大きな潜在力と可能性を秘めたものとなっています。

そして、世界もまた、スポーツが社会に果たすべき新たな意義と役割を求め始めました。

ロンドンオリンピック・パラリンピックでは、初めてサステナビリティの考え方が採用され、二酸化炭素排出量の規制や解体廃棄物の再利用など、今回の東京2020大会のコンセプトやSDGsの理念にも通ずる目標が設定されたことは、皆さんの御記憶に新しいことと思います。もはやスポーツは社会課題を解決し、持続可能な社会を実現するためのツールとしてなくてはならない存在になっていると私は感じています。

一方、現代社会には、平和を守ること、貧困、いじめ、ひきこもり、防犯、防災、共生社会づくり、環境保全、人権保護、災害からの復興といった多種多様な課題が山積しています。

私は、このような社会課題に対し、スポーツがこれらを解決に導くものも多くあるのではないかと考えています。困難な課題に対しても諦めず、仲間

とともに立ち向かっていくアスリートの行動力や、発信力のあるアスリートが語る地域課題を解決する思い、地域の皆さんがそれらに共鳴することで社会を動かしていく力があると考えます。

また、私も普及促進に取り組んでいるボッチャという競技には、単に障がい者への理解や支援ということにとどまらず、ボッチャが障がいのない方とともにプレーし、競い合えるスポーツであることを知ってもらうことにより、心のバリアフリーや真の共生社会を実現する可能性を秘めています。

現在、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催準備を進めているところですが、今申し上げたような幾つかの事例が両大会の開催後も引き続き生まれていくことによって、地域住民をはじめ、多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら、共通の目標に向かって取り組むという地域全体のパートナーシップとなり、それが持続可能なまちづくりにつながっていくのではないかと考えています。

これらの取組を地域課題の解決につなげるとともに、三重とこわか国体・三重とこわか大会の大会自体もそうですし、その後も引き続き、スポーツの持つ力を最大限に引き出すよう努めることで、三重県らしい、多様で包容力のある持続可能な社会が実現するよう、今後もしっかり取り組んでまいります。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） どうもありがとうございました。ぜひ三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシーを、ポスト2030までを視野に入れて、これからぜひ御検討いただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、防災・減災対策、ため池についてお伺いさせていただきたいと思ひます。

平成30年7月、西日本を襲いました豪雨により、大きな被害が起きたのは記憶に新しいところですし、また、さきの台風第19号による東北、甲信越地方での被害も甚大なものがございました。

亡くなられました皆様方の御冥福と被災された皆様にお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧、復興をお祈りするところであります。

これら一連の豪雨災害で、今までになかった特色の一つが、ため池の決壊による被害が各地で起こったということでもあります。西日本豪雨のとき決壊したため池は32カ所、そのうち29カ所が、当時の防災重点ため池に指定されていないため池でありました。

また、台風第19号に襲われた宮城県、福島県、栃木県の3県では、決壊した場合に人的被害が生じるおそれがあるとして、優先的に対策が進む防災重点ため池の6カ所が壊れました。

これらを踏まえて、農林水産省は防災重点ため池の基準を見直しまして、都道府県は市町村と調整して、新たな選定基準により防災重点ため池を再選定したと聞いておるところであります。

新基準では、県下の防災重点ため池は旧基準の3倍、1500カ所をも超えるということですが、その調査の現状、対策が完了しているかどうか、ハザードマップの現状、こういうところをお伺いしたいと思います。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 防災重点ため池の耐震調査、あるいはハザードマップの整備状況等についてお答えさせていただきます。

県内の防災重点ため池は、平成30年7月豪雨等を踏まえまして、国が新たに示した選定基準により見直しを行った結果、従前の544カ所から1647カ所へと約3倍に増加いたしました。

県では、ため池の耐震調査につきまして、下流への影響を考慮した優先度を設定し、継続的に調査を進めてきており、昨年度までに195カ所の調査を終え、本年度は27カ所で調査を行っております。

ハード対策につきましては、耐震調査の結果をもとに、これまで44カ所で整備が完了するとともに、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を活用しまして、より緊急性の高いものから対策を加速させており、本年度は県内10地区で整備に取り組んでおるところでございます。

また、大幅に増加しました防災重点ため池の対策を強化していくためには、令和2年度までとなっております防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策や国定額助成によります耐震調査等の継続及びこれらの十分な予算の確保が不可欠でありますことから、こうしたことについて、継続して国に強く要望いたしておるところでございます。

一方で、ため池のハード対策には多額の費用と、それから年数が必要になってまいりますので、ハード対策とあわせて住民の皆さんの主体的な避難につながりますハザードマップの整備等のソフト対策も重要となっております。

このため、現在のハザードマップの整備状況については、昨年度までに721カ所で整備が完了し、未整備分についても早急に整備を進めているところございまして、防災重点ため池を対象としたハザードマップの整備は、今年度でおおむね完了する見込みでございます。

今後も引き続き、市町や関係団体と十分に連携を図りながら、ハード、ソフトの両面から防災・減災対策を推進し、地域防災力の向上に取り組むことで安全・安心な農村づくりを目指してまいります。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） まだハード対策は道半ばという感じですが、予算の制約もありますから、なかなか一気にはいかないかもわかりませんが、ぜひお願いしたいなと思います。

ちなみに、山口県では、2019年の豪雨災害を受けて、官民のプロジェクトチームを立ち上げまして、人工衛星の観測データでため池の形や水位をリアルタイムで把握して、決壊の危険度を速やかに判定するというシステムをつくって、住民の避難誘導、それから二次災害等の防止に役立っているということですから、こういうところも研究していただくと非常にありがたいかなと思います。

次に、ため池の管理、監視体制についてお伺いさせていただきたいと思っております。

近年、ため池の周辺は都市化が進んでいるところも多く、その意味で災害の危険性が増しております。こうした現状から、ため池の安全管理に対する管理者の役割、責任というのはますます大きくなっておりませんが、御承知のとおり、ため池の多くは水利組合や集落などの受益者を主体とした組織によって管理されています。

しかしながら、最近の農家戸数の減少や土地利用の変化、さらには、高齢化の進展により管理や監視体制の弱体化が懸念されるのが現状です。

ため池新法では、ため池を新設、廃止する場合は、所有者が都道府県に届けることを義務化し、また、管理する住民の不足を補うため、所有者以外の人にも管理や保全に参加してもらおうという取組を推進しているところですが、県としては、管理、監視体制をさらに強化していかなければいけないという現状の中で、どういう方策をお考えになっておられるのか教えていただきたいと思えます。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） ため池の管理者が高齢化していく中で、ため池の維持管理の体制についてということでございます。

ため池の決壊等による周辺地域への被害防止を図る上では、多くのため池の管理を行っていただいています水利組合や地元の農家の皆さんなど、ため池の管理者等による日常の維持管理が必要不可欠ということでございますが、一方で、管理者等の高齢化が懸念される中、適正な管理体制を継続していくことが大きな課題となっております。認識しております。

一方で、農村地域におきまして、ため池は農業用水を供給するという機能だけではなく、親水空間としての癒やしの場でもありますとか、あるいは、防火用水としての機能などの多面的な機能を有しておるということでございます。

県では、こうした機能を維持していくため、例えば多面的機能支払制度を活用した、ため池の草刈りや泥上げ、ごみの除去といった維持管理活動、また、生物多様性の観点から、地域の子どもたちも参加した池干しとあわせた

外来魚の駆除活動といったものなどを通じまして、若者をはじめとした地域の方々のため池についての関心を高めていただくということで、ため池の管理体制が今後も持続的に維持できるように取組を進めておるところでございます。

また、本年7月に施行されました農業用ため池の管理及び保全に関する法律では、防災重点ため池のうち、国または地方公共団体が所有するもの以外を特定農業用ため池に指定しまして、適正な維持管理を図ることとされております。

この特定農業用ため池におきまして、農家数の減少や管理者の高齢化等により組織が脆弱化し、管理上必要な措置が行われておらず、かつ、ため池の所有者を特定することができないといったような場合には、ため池の施設管理権を市町が取得し、公的に適切な管理に当たるということになっております。

今後も引き続き、市町や関係団体と十分連携を図りながら、ため池が有する農業用の用水の供給機能を確保しつつ、防災・減災対策の充実を図る上でも、適切なため池の管理、監視体制の維持強化に取り組んでまいります。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） できるだけ大勢のいろんな方に御参加いただいて、ため池を管理していくというような仕組みづくりが大切かなと思っておりまして、ぜひそのあたりは進めていただきたいなと思っております。

最近、御案内のとおり、大きな水害が相次いでいる中で、水をためるという対策に力を入れる地域が広がっているという話であります。様々な工夫で雨水を貯留して、河川に流し込む量を減らして、洪水を防いでいくという取組なんです。

2004年の新潟や福島の高雨、また福井の高雨、2009年の中国、九州北部豪雨などを受けて、国土交通省が2010年、今後の治水対策は、地域全体で雨水の処理を分担して、河川への流出は極力遅らせて、河川の負担を軽くするという方向に重点を移すという考え方を打ち出しました。

今までの水害対策は、降った雨をできるだけ早く河川に流し込んで、さらにそれを海に流すということに重点を置いて整備してきたんですが、水をためて、少しでも河川に対する負担を小さくしたほうがいいんじゃないかという考え方が新たに生まれてきたわけです。

こういう動きを踏まえて、兵庫県は2012年に、全国の都道府県に先駆けて総合治水条例をつくりまして、水をためる対策にも本格的に乗り出しました。御承知のとおり、兵庫県というのは全国でもため池の数が突出して多いんですが、この兵庫県がそのような動きを示しました。

その後、滋賀県、奈良県なども同様の条例を定めて対策を進めているというようなことを聞いておりますが、これらの地域では、ため池を掘り下げたり、事前に水位を下げたりして大雨に備えるなど、ため池の貯水、水をためるといふ、その活用にも取り組んでいるということを知っています。

本県での同様の条例の制定についての考え方と、あわせて豪雨対策としてため池の活用策についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、私のほうからは、治水の観点での効果的なため池の活用ということで、お答えさせていただきます。

ため池は、農業生産に不可欠な農業用水を供給する施設として築造され、農業の発展に大きく貢献するとともに、多面的な機能の一つとして、大雨に伴う雨水を一時的に貯留する洪水調整機能も有しており、治水面での効果も期待できる重要な施設ということで考えております。

県では、ため池を農村地域における総合的な治水対策の一環として機能させるために、平成30年12月に作成しました三重県ため池管理の手引をもとに、農閑期や台風等の大雨の前に水位を一定下げておきます低水位管理でありますとか、日常の適切な保安全管理について管理者等に技術的な指導を行っておるところでございます。

また、ため池の底に堆積したヘドロを除去し、適正な容量を確保する取組への支援など、治水の観点も踏まえた効果的なため池の管理、運用を進めて

おるところでございます。

さらに、農村地域には広大な水田が存在しておりまして、ため池以外の効果的な治水対策として、水田の排出口に調整板を設置して、雨水を水田に一時的に貯留して、流出する水路の急激な水位の上昇を抑えるというような、私どもは田んぼダムというふうに言っていますけれども、そういった取組も県内で実践されておるところでございます。

今後引き続き、市町やため池管理者と十分に連携を図りながら、台風等の大雨に備えた低水位管理の促進やヘドロのしゅんせつなどの保全対策を支援することで、総合的な治水の観点も踏まえた、ため池の効果的な活用を進めてまいります。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

〇41番（三谷哲央） ありがとうございます。ぜひため池の活用のほうも研究していただきたいなと思います。

次に、海外ミッションについてお伺いしたいと思います。

知事は、先日の提案説明で、昨年10月、バスク自治州と産業連携に関する覚書を締結しました、今年の11月5日から10日にかけて、県内市町や企業と連携し、産業分野での交流の具体化を図るとともに、バスク自治州との交流を食や世界遺産の巡礼道の分野にも広げることを目的としてスペインを訪問しましたと述べられました。

つまり、今回の欧州ミッション、スペインに行かれた目的は、大きく分けて三つかなと思うんですね。産業連携と食と、それから世界遺産の巡礼道、この三つの連携強化が目的かと思っています。

巡礼道につきましては、先日、我が会派の小島議員が詳しく御説明をされておりますので、今回は産業と食についてお話を伺っていただきたいなと思うんです。

欧州ミッションといいますと、つい平成27年のミッションを思い出してしまいます。この年になりますと、直近のことはすぐ忘れるんですが、前のことは比較的鮮明に覚えておりまして、平成27年にヨーロッパ、アメリカと欧

米を中心にいろいろやられました。

平成27年4月、アメリカのカリフォルニア州のカリナリー・インスティテュート・オブ・アメリカ、グレイストーン校で、世界の食を紹介する国際会議、ワールド・オブ・フレーバー、これに参加して、米国市場への販路拡大の入り口づくりと県内次世代料理人の育成が目的ということで参加された。このとき、相可高校の方も行かれておりまして、松阪牛の料理は好評だというふうにも聞いておりましたが、こういうところの成果はどうだったのかなと思います。

また、同じ年の7月に、ミラノ国際博覧会、食と祈りの食卓がコンセプトの博覧会に三重県は参加しました。私は行きませんでしたけれども、県議会からも大勢の方がこのミラノは行かれております。

ミラノ博では、オープニングセレモニーやミラノ市内の複合商業施設であるカッシーナ・クッカーニャで、三重ウイークではテストマーケティングやレセプションが行われ、大いに盛り上がったと聞いておりますし、京都吉兆の徳岡総料理長も参加してということ、また、このときも相可高校の皆さんも参加されています。

ついでに言いますと、9月には、シアトルの高級レストランで伊賀牛メニュー研修会とかオーランドのリゾートホテルで松阪牛PRフェアなどがありまして、欧米各地で食に関するイベントなり催しがたくさんあり、三重県もかかわってきました。

これらの食に関する本県の取組成果はどうなっておるのでしょうか。教えてくださいたいと思います。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） それでは、平成27年度の欧米での海外ミッションにおける食の国際展開の取組成果について御答弁申し上げます。

県では、拡大する海外市場への展開を目指す県内企業を支援するため、平成25年9月に制定いたしました、みえ国際展開に関する基本方針に基づいて、国、地域別に重点的に取り組むべき項目を定め、観光誘客や県産品の販路拡

大など国際展開に取り組んできたところでございます。

食につきましては、東アジア、ASEAN、欧米を重点地域として設定するとともに、地域の特性に合わせた戦略を構築し、県内企業の海外販路開拓を支援してまいりました。

欧米は、アジア圏に比べましてみえの食の認知度が低いことから、平成27年度における取組につきましては、国際博覧会として初めて食をテーマとしましたミラノ国際博覧会、アメリカを中心とした食関連産業者が集う食の国際会議、ワールド・オブ・フレーバー等の国際イベントに出展することで、認知度の向上及び販路開拓に取り組んでまいりました。

ミラノ国際博覧会では、平成27年7月1日から4日までの4日間、食と祈りの食卓をテーマに三重県ブースを出展し、みえの食や食文化を情報発信いたしました。

三重県ブースは、相可高校生徒によります食のデモンストレーションなどもございまして、期間中、約3300人の方に足を運んでいただき、効果的なPRができたと考えております。

また、ミラノ市内の複合商業施設におきまして、延べ2250人に対して35事業者、151品目のテストマーケティングを実施し、欧州における三重県産品の評価を現地バイヤーから直接確認することができたと思っております。

こうした取組の結果、欧州において三重の認知度を高めるという段階から、輸出ルートを開拓するという段階へとフェーズを進めることにつながり、みえの食の欧州における新たな販路の開拓、県内事業者のパリにおける豆腐製造拠点の設置などの成果が生まれるとともに、三重の日本酒については、平成30年度以降、欧州の食文化の中心でもございますパリにおいて、日本酒を中心とする国際見本市を活用したPR及び販路開拓を実施しております。

このほか、ミラノ万博への出展を契機に、海外に販路開拓しようとするチャレンジ精神が醸成されまして、輸出に取り組む事業者数が増加するなど、経営意識の面でも大きな成果があったと考えております。

一方、米国のほうでございませうけれども、平成27年4月22日から24日の3

日間、アメリカ・カリフォルニア州で開催されましたワールド・オブ・フレーバーでは、三重県ブースにおいて特産松阪牛、アオサ、マダイ、地酒など、三重が誇る食材を相可高校生徒の調理による振る舞いを実施させていただきました。

ワールド・オブ・フレーバーへの出展につきましては、みえの食のPRはもちろんのこと、会場でもあった世界有数の調理大学でございますC I Aとの人材交流につながりまして、県内食関連事業者及び教育機関とともに実施いたしましたC I Aの現地調査、意見交換会の開催、三重テラスにおけるC I A学生団と相可高校の生徒との交流プログラムの実施、これは平成29年9月でございますけれども、など人材育成の面でも大きな成果があったと考えております。

こうした国際展開は、単に県産品の販売促進にとどまらず、若い人材の育成に非常に有効でございます、今年度実施いたしましたスペインミッションにも引き継がれていると考えております。

引き続き、みえ国際展開に関する基本方針に基づくみえの食の海外展開に取り組むことで、県内事業者の海外販路開拓を支援してまいります。

加えまして、世界有数の食関連大学や美食の町等とのネットワークを活用しまして、みえの食の将来を担う人材の育成につなげていきたいと考えております。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） ぜひ積極的に進めていっていただきたいなと思います。

続いて、産業連携、少しお伺いしたいと思うんですが、平成27年の欧州ミッションのときには、航空宇宙産業の集積地であるフランス・ヴァルドワーズ県とも、航空宇宙産業を重点分野とする高度集積に係る覚書、MOUを締結し、ビジネスセンターでの交流会やダッソー・アビエーション社へのトップセールスを行っていますということになっていますし、イギリスでは、英国の航空クラスターの一つであるファンボロー・エアロスペース・コンソーシアムでの意見交換会や日本大使館での三重県ビジネスセミナー等々が

行われています。

また、少し趣が異なります、産業連携ではありませんが、国際的な視野を持った活躍できる看護職員のリーダーの育成ということで、バーミンガム大学病院NHS財団、ロイヤルフリーホスピタルとの間で研修受け入れの覚書、MOUを締結しています。

また、東京オリパラのキャンプ地誘致等についてもトップセールスを行ったとなっておりますが、この成果はいかがだったでしょうか。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） それでは、同じく平成27年度の欧米での海外ミッションにおける産業間連携などの取組成果について答弁申し上げます。

平成27年度の欧米へのミッションにおける産業連携の取組と成果について、主なものを申し上げます。

アメリカ・ワシントン州及びテキサス州、フランス・ヴァルドワーズ県を訪問したことを契機に、航空宇宙分野におけます欧米企業へのセールスに継続的に取り組んでまいりました。

具体的には、アメリカ・ワシントン州の大手航空機メーカーとの商談会を開催したほか、2016年、国際航空宇宙展において、ワシントン州やヴァルドワーズ県の出展企業との間で商談を実施いたしました。このような取組を進める中、航空機機体組み立て装置への部品供給に結びついた事例も生まれました。

また、テキサス州サンアントニオ市やフランス・ヴァルドワーズ県の皆さんが、これまで計13回来県されまして、航空宇宙産業関連をはじめとする多くの県内企業を訪問いただくなど、交流が続いております。

さらに、今般のスペインミッションにおいても、参加した県内のものづくり企業から取引成立へ向けて好感触であったとの声も聞かれています。

フランス、イギリス、アメリカでは、政府やジェトロの協力も得ながら投資誘致セミナーを開催し、本県の操業環境などをPRいたしました。

こうした取組を契機に、ジェトロとの協力関係を強化するなど本県への外

資系企業誘致の取組に注力する中で、スペインのゲスタンプ社の誘致につながってまいりました。

看護分野では、イギリスで訪問いたしましたロイヤルフリーホスピタルとの覚書に基づく看護師派遣を毎年継続しておりまして、これまで23名の看護師が同ホスピタルにおいて、老年介護や地域包括ケアシステムなどに関する研修を受け、得た知見を本県の医療に生かしていただいております。

加えまして、輸出促進や海外誘客、企業誘致等の関係協議会の代表で構成いたします、みえ国際展開推進連合協議会の委員からは、海外ミッションは県内事業者を盛り上げていく意味で効果的で知事が先頭に立って海外を訪問することにより、現地の政府や自治体の要人に直接会えるのは民間にとっては大きなメリット、海外ミッションは継続して実施していくことが重要といった意見もいただいております。

食の国際展開も産業連携も、海外ミッションについては一過性のものとせず、継続的に取り組むことで成果に結びつくことが少なくありません。今後とも関係機関と連携しながら、取組を継続していきたいと考えております。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） ありがとうございます。ぜひ積極的に進めていただきたいなと思います。

今さら改めて申し上げるまでもなく、販路拡大とか次世代料理人の育成、産業連携の強化などは、本当に地道な努力の積み重ねの中で初めて花が咲く話ですし、人脈も含めていろいろな重層的なつながりというものを強化していくことが必要だろうと思っています。

それだけに今回の知事のスペインの訪問も、一定の成果はこれから生まれてくるのかなと思っていますが、バレンシア州に行かれなかったのはなぜかというのはよくわかりません。30年近く友好提携を結んで、こここのところ、少し間はあいていますが、非常に大事なところだと思っていますが、そういうことも含めて、知事の今後の国際展開についての御決意を聞かせていただきたいと思っています。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 直近のバスク自治州あるいはバレンシア州も含めて、今までの友好関係も大切にしながらの今後の国際展開の決意ということであり
ます。

環太平洋パートナーシップ協定、TPP11、日EU経済連携協定あるいは日米貿易協定、また、東アジア地域包括経済連携、RCEPですけれども、
の交渉など、経済のグローバル化が進んでいます。

一方、日本国内では、人口減少による国内需要の縮小が見込まれることから、
企業の国際展開を促進し、海外マーケットを取り込んでいくことが喫緊の課題となっ
ています。そのため、本県でも様々な手法をとり、県内企業の国際展開を積極的
に支援してきたところであります。

このたびのスペインミッションでは、バスク自治州のウルクイル首相との
面談を通じて、感謝、勤勉、誠実という大切にする価値観や精神性などの共通
点も確認し、信頼関係を構築することができました。

この信頼関係のもと、欧州における新しいパートナーであるバスク自治州
とは、産業、食、巡礼道の三つの分野で交流を深めていきたいと考えていま
す。

特に、バスク自治州の企業連合体であり、ヨーロッパを中心に巨大な市場
を持つモンドラゴン協同組合グループについては、今後の産業連携に向けた
十分な手応えを感じました。

来年、来日予定であるバスク自治州のタピエ経済開発インフラ大臣に加え、
同協同組合グループの企業の来県も実現させ、県内企業とのビジネス交流を
さらに発展させていきたいと考えています。

また、本県が既に締結している友好、姉妹都市に関しては、令和3年に中
国・河南省と提携35周年を、パラオ共和国と提携25周年を迎えることから、
交流事業を今後検討してまいりたいと考えています。また、少し先になります
ますが、令和5年には、ブラジル・サンパウロ州との提携50周年も迎えます。

バレンシア州との姉妹提携も結んでいます。平成24年の提携20周年以降、

具体的な動きはない状況ですが、今後とも、バレンシア州を含め、これまで協定を締結している国や地域との交流も大切にしつつ、双方の強みを生かせる連携分野について国際展開を進めていきたいと考えています。

バレンシア州につきましては、現在の経済状況や三重県との産業の比較、あるいはバレンシア州における政権の交代ぐあいなどを含め、大使館と相談した結果、今回は行かないということでありましたけれども、今申し上げたとおり、既に交流のあるバレンシア州を含め、双方の強みを生かせる連携分野で展開を進めていきたいと考えています。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） ありがとうございます。ぜひよろしく願い申し上げます。

次、本当は木曾岬干拓地をすぐにやりたかったんですが、先ほど申しましたように、11月定例会月議の最後の一般質問でございまして、最後のトリの答弁者にはぜひ大西部長に立っていただきたいなと思いますので、木曾岬干拓地は最後の質問にさせていただいて、先にオスプレイをさせていただきなと思います。

既にオスプレイが飛来しました。この問題につきましては、奥野議員、山本里香議員から既に質問がございましたので、少し観点を変えて質問させていただきたいなと思います。

県は、11月20日に鈴木知事名で7項目の要望書を防衛省東海防衛支局長に提出しておりますが、まず、今回のオスプレイの本県飛来に関して、この7項目の要望は満たされたというふうにお考えなのかどうか、この点をまずお伺いしたいと思います。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） オスプレイの飛来について、11月20日の7項目の要望について答弁させていただきます。

7項目の要望につきましては、現段階で12月1日から13日までの訓練期間の中で5日経過ということですので、全体を評価するという段階ではないと

思っておりますけれども、例えば飛行の情報を前日と当日朝、それから離着陸の都度、報告いただいておりますとか、学校への配慮ということ、現在まで試験等の時間帯での飛行がないということでもありますとか、特に、昨年、県と伊勢市で130件ほどの一般の方あるいは報道の方からの問い合わせがあったんですが、現地に問い合わせの受付がなかったということで、現地対策本部に直接問い合わせの窓口を今回設けていただきました。

現在、県や市にも問い合わせはあるんですが、現地のほうにも、一般の方、報道の方から、今日の午前現在で110件の問い合わせがあるということでもあります。

その他の状況については、今回の訓練終了後、評価したいと思います。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） この7項目の要望の最後に、今後、三重県内では米軍のオスプレイを使った訓練を常態化しないとあるんですが、ここでいう常態化というのはどういうものを指しているんですか。

○防災対策部長（日沖正人） 米軍が自衛隊の施設を利用するというのは、日米の地位協定によって、日米の合同委員会というところで合意されておると聞いています。

今回、11月15日にその委員会が開催されまして、使用期間を限定して明野駐屯地を使用することで合意されたということでもあります。

米軍の明野駐屯地使用は、この合同委員会において期間限定で合意されたものでありまして、明野駐屯地がいつでも使えるものではないということです。

また、過去の日米共同訓練でオスプレイが飛来した他の駐屯地でも、常態化には至っておらずということで、明野駐屯地についても、そのような状態には至らないと考えております。

日米の共同訓練については、毎年、数種類行われておると聞いておりますけれども、自衛隊では、毎年、どの部隊がどの訓練を実施するかは各部隊の任務とか、過去の訓練実績、所在地の行事等を勘案して、米軍と協議して決

めておりまして、その結果として、明野駐屯地が続けて使われることになったと聞いております。

このため、現状は、日米共同訓練のたびに明野駐屯地が使われるといった常態化には該当しないと考えております。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） 今、日米地位協定の話が出たので少し触れさせていただきたいと思いますが、日米地位協定第16条に、第16条に関連する日米合同委員会合意というのがあって、これは主に普天間を想定としたオスプレイの運用の原理原則が書かれていますが、今回の明野の場合は、この第16条に関連する日米合同委員会合意、これの原理原則が適用されたというふうに部長は理解されているわけですか。

○防災対策部長（日沖正人） この日米地位協定の、先ほど申しあげました合同委員会での合意というところで、その都度決められていると理解しています。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） まだ木曾岬干拓地をやらなあかんので余りやっておれませんけれども、じゃ、その上で、要望されたときに東海防衛支局長のほうからコメントの返事が来ておりますが、その中で、事件事故などの緊急時に応じて迅速に対応するとともに、速やかに情報提供いたしますと出ているんですが、これ、主語が抜けているんですが、ここでいう主語は、誰が迅速に対応するのか。三重県警なのですか、それとも米軍なんですか。

○防災対策部長（日沖正人） まず、情報の提供は東海防衛支局からあるということで、防衛省も含めまして、その状況によって関係の機関で対応するという形になるかと思います。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） 三重県警も現地で対応はできるということなんですね。

○防災対策部長（日沖正人） 被害とか災害の状況によっては、そういう必要のある可能性もあると考えております。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） 日米地位協定を越えるような答弁は恐らくできないのかもわかりませんが、ぜひしっかりと県民の安全・安心のために頑張っていただきたいなと思います。

最後に、木曾岬干拓地についてお伺いしたいと思います。

もう既に第1期の分譲がどんどんどんどん始まっておりまして、その現状、御報告はいただいておりますが、今後、道路の整備等も必要だと思いますが、そのあたりはどうか。

それから、第2期の都市的土地利用のほうの見通しはどうなっていますかということと、それから、売れば県の責任はもうないのかということですので、後のフォロー、企業がきちっとやっけていけるような県のフォローというのはどうなっているか、まずその点をお伺いしたいと思います。

〔大西宏弥地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（大西宏弥） それでは、木曾岬干拓地工業用地の分譲について、現状と今後の予定など数点御質問いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

木曾岬干拓地工業用地につきましては、都市的土地利用計画に基づきまして、第1期約12ヘクタールの分譲を本年2月から開始いたしました。

県では、分譲に先立ちまして、早くから企業へのアンケート調査や企業への直接訪問など需要調査を行い、各種業界団体へPRするパンフレットなどを配布するなど、地元木曾岬町の協力も得ながら誘致活動を重ねてまいりました。

その結果、11月末現在で18社から応募いただき、うち4社と、面積にしますと分譲地のおよそ7割に当たります約9ヘクタールの立地協定を締結し、現在も3社が検討を継続していただいております。

今後も、第1期の状況を踏まえまして、都市的土地利用計画に基づき、順次分譲することといたしまして、第1期の南側約12ヘクタールを第2期として分譲していく予定でございます。

区域内道路につきましては、第1期分譲地では、今年度中の供用開始を目指して現在工事を進めておりますし、分譲に際しては、売買契約後5年以内の操業開始と操業開始後10年間の事業継続を条件としております。

また、分譲後につきましても、関係部局と連携して、丁寧に対応しているところでございます。

アクセスの話につきましても、県土整備部と連携しまして愛知県と意見交換を重ねておるところでございますが、愛知県の道路ネットワークの位置づけ等で、なかなか現実的にはハードルが高いということになってはいますが、粘り強く意見交換を進めてまいりたいと考えております。

[41番 三谷哲央議員登壇]

○41番（三谷哲央） ぜひよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

一般質問最後でございます。どうか執行部の皆様方には、年末年始、くれぐれもお体、御自愛いただきまして、いいお年をお迎えになることを心から御祈念申し上げまして、終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（北川裕之） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

三谷哲央議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。

43番 中村進一議員。

[43番 中村進一議員登壇・拍手]

○43番（中村進一） 新政みえの中村進一であります。

三谷議員のオスプレイについて、関連で質問させていただきます。

10カ月前、今年の2月4日から15日に、饗庭野演習場で自衛隊と米海兵隊の実動訓練が行われました。そして、2月2日から9日にかけて、初めて伊勢市の明野駐屯地にオスプレイが飛来いたしました。

このとき、知事は7項目の要望書を出していただきました。2月20日、私は新政みえを代表いたしましての質問で、この要望項目がどうであったのか、検証すべきであるというふうに申し上げました。知事は、検証は大事なこと

なので、騒音測定の結果も含め、東海防衛支局と改めて検証するとお答えいただきました。

その内容はどうかであったのか、そしてそのとき、今後についても情報収集を行っているが、また明野へやってくる、そんな情報はない、2月の時点では行われる予定はないと認識している、そうおっしゃいました。

しかし、今月、今ですね、12月1日から13日まで再度演習が行われているわけであります。1年に2回であります。しかも、饗庭野演習場のある滋賀県だけでなく、岡山県の日本原演習場、そして、四国では初めてとなる香川県の国分台演習場へと範囲が今広がっております。

私だけでなく多くの県民が、これは間違いなしに常態化に一気に進んでいくのではないかと、そんな心配をしているところでございます。

この検証結果、どうかであったのか、形だけの検証になっていないのか、その辺を聞かせていただきたいと思います。件数は少なかったけれども、低空飛行とか騒音とか、振動とか、危険を感じたとの声が寄せられている、そういうことであったわけでありますが、その対応はどうされたのか聞かせていただきたいと思います。

時間の関係で、まとめて質問させていただきます。

次に、明野駐屯地のある小俣町、奥野英介議員の地元でございます、この間もおっしゃってました。598人が通う中学校が1校、小学校が2校で1403人が通っています。幼稚園、保育所は10ありまして、1022人が通っています。駐屯地の隣には明野高校があります。この伊勢市では、最も人口が増えている地域であろうかと思っております。

今回飛来しておりますMV22オスプレイ、これにつきましては、沖縄県名護市に墜落したのと同じ形であります。随分と事故率が高いというふう聞いております。これがたびたび三重県に飛来するということになりますと、こうした状況もきちんと把握していく必要があるのではないかと思います。

鈴木伊勢市長は、2月には、繰り返し駐屯地を使用するような常態化は受け入れられないと抗議をしました。今回も明野駐屯地を使用することは受け

入れられない、再び抗議をしております。県内の多くの市町の上空を飛来するわけであり、まさに県民の命を守ることが求められております。これはまさに抗議に値すると思いますが、まず、知事は安全性を担保するために明野駐屯地を使わない旨、強く意思表示をすべきだと思いますが、この点についてお答えいただきたいと思います。

三つ目は、先ほど話にありましたアメリカ海兵隊との合同訓練ということになりますと、日米地位協定についてどうしても触れないわけにはいかないと思います。

先ほどは、日沖部長は、何とかかなりそうな雰囲気でありましたけれども、沖縄では事故が起こるたびに日米地位協定がネックになって、原因調査に日本が入れない、地元自治体が入れない、そういうのが日米地位協定でございます。

在日米軍に様々な特権を認め、そして、日本にとって不公平な、そんな法律がやられておるわけでありますが、全国知事会は、昨年7月27日に米軍基地負担に関する提言を行っています。

その中で、事故や事件があったときは米軍にも国内法を適用させ、自治体職員も迅速に立ち入りができるように日米地位協定を抜本的に見直すように提言しているところであります。この点についても、知事の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 1点目の要望書の検証については、後に部長から答弁をさせますが、2点目おっしゃった抗議ということについてでありますけれども、そういう意味では、県民の安全の確保をしっかりしてほしいということと、それから、常態化してはならないということ、情報を得た11月14日、その日に、私は上京しておりましたので、部長に指示をして、部長からその旨を申し入れさせたということでありまして、私たちはやっぱり安全確保とか情報提供をしっかりしてもらおう、あるいは説明責任を果たすというようなことについて、具体的な行動をしっかりしてもらおうということが大事ですので、例えば今回も、明野高校の期末試験の時間帯について東海防衛支局に

伝達したところ、現在まで、例えば3日に英語リスニング試験とかありましたが、期末試験の当該時間帯の飛行はないということでありますから、とにかくにも具体的な行動をしっかりとってほしいということをしっかり申し入れるということが大事であると認識しています。

それから、日米地位協定につきましては、地位協定の改定をすべきかどうかということについては、国政で大局的な議論をしていただければと思いますけれども、その議論に当たっては、自治体とか、我々市民生活に密着するところもあると思いますから、しっかりとした説明責任を果たしていただきたいと思っています。

一方で、全国知事会においては、日米地位協定について、例えば環境の法令の適用がないとか、あるいは自治体が、何か事件とか事故が発生したときに自治体が立ち入れないというような課題があるというようなことで、提言はまとめているところであります。

○防災対策部長（日沖正人） 2月の訓練のオスプレイの飛来に対する訓練時の検証でございますけれども、実働訓練終了後の3月に、要望に対する検証結果を公表させていただくとともに、東海防衛支局とも協議いたしました。

その検証は、国の責任において万全の安全対策を講じることでありますとか、最大限詳細な情報提供を行うこと、あるいは騒音に関すること、訓練に携わる全ての者に対する意識啓発、周知を行うこと、県民等からの問い合わせ等に迅速、的確に対応することなどの観点から行ったところであります。

検証の総括としましては、まず一つ目、地元説明会の開催によります周辺住民への周知、あるいは飛行ルートの提供、予定変更に対する遅滞ない連絡などの点で不十分な面があったことから、防衛省はより積極的に情報提供を行う必要があるというふうになりました。

それから、二つ目として、現地対策本部の設置でありますとか、飛行予定情報の事前提供、県民生活への配慮、あるいは米海兵隊員等への意識啓発など必要な対策が総合的には講じられておって、かつ事件、事故等が発生することなく訓練が終了したということを踏まえまして、今回の対応はおおむね

適切であったと考えられるというふうになりました。

今回の訓練におきましても、県としまして十分な確認を行い、今後も地元自治体や関係機関と情報の共有など連携を行いながら、県民の皆さんの安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

〔43番 中村進一議員登壇〕

○43番（中村進一） 答弁いただきました。検証につきましては、やっぱり音の測定なんかも前は1カ所であったんですが、今回はどうするのかとか、もっと広げるだとか、そしてまた、飛行経路も、さっき申しあげましたように、幼稚園、保育所がいっぱいなので、そういったところはしっかりとこちらからもチェックをしていくようなことが必要じゃないかなと思っております。

知事につきましては、やっぱり三重県の県民の命を守るという目線から、大変危険であるという状況は変わっていないと思いますので、その点はぜひとも訴えていただきたいということ申し上げまして、終わらせてもらいます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（北川裕之） 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（北川裕之） お諮りいたします。明6日から19日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（北川裕之） 御異議なしと認め、明日6日から19日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

12月20日は定刻より、本会議を開きます。

散 会

○副議長（北川裕之） 本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでご

ございました。

午後 3 時12分散会